

政策要綱2013

2013年5月

都議会民主党
政策調査会

目次

I	世界をリードする環境快適都市・東京（環境）	1
II	子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）	5
III	学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）	16
IV	生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）	21
V	人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）	31
VI	誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）	38
VII	東京の魅力と活力を高める（まちづくり）	42
VIII	すべての人が支え合い、豊かに生きる東京（共生）	46
IX	地域特性を活かした多摩・島しょの振興（多摩・島しょ）	50
X	新しい時代の「東京のかたち」を創ります（自治・議会）	54

I 世界をリードする環境快適都市・東京（環境）

①ビジョン

エネルギーのベストミクス政策を進めてスマートエネルギー都市を目指します。また、緑を増やし、水を循環させ、大規模な水と緑のネットワークを構築します。世界最少のCO₂排出都市とするために、低炭素化に取り組みます。さらに、東京の環境対策に関するさまざまなノウハウを日本や世界に発信していきます。

②考え方・現状認識

分散型発電システム、再生可能エネルギー、電気自動車、高効率ビル、家庭の電力使用量の見える化などを進め、都市全体のエネルギー構造を効率化し、環境負荷の少ない都市をつくっていかねばなりません。

また、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%以上削減するとともに、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めるために、積極的に施策を展開します。

東京で培われた施策のノウハウや環境技術を、日本全国の自治体をはじめ、世界各都市に発信し、世界の低炭素化対策に貢献していきます。

さらに、「水」や「緑」といった自然環境は、私たちの気持ちを安らかにし、安心をもたらします。水質改善や水循環の推進、新たな緑の創出や昔からある緑の保存を積極的に進めます。

廃棄物や汚染物質対策についても、次世代に負の遺産を残さないため、徹底的に取り組めます。

③施策

○低炭素化対策の充実・強化

- ・一戸建てからマンション、大規模な都市開発まで、すべての建築物において、再生可能エネルギー施設やコージェネレーションシステムの導入を促進します。
- ・エネルギーを効率的・最適に管理するスマートシティを実現します。
- ・老朽化した東京湾の火力発電所を高を、効率な天然ガス発電所にリプレイスを進めます。
- ・オフィスビルなどに対して、高効率なコージェネレーションシステムとBEMSの組み合わせによる導入を支援します。
- ・住宅へのコージェネレーションシステムや太陽光発電、蓄電池とHEMSの組み合わせによる導入、ビークル・トゥ・ホームシステムの導入を支援し、スマートハウスを増やします。

- ・建築物の熱負荷を低減させることで、エネルギー使用量を抑えるため、省エネルギー性能評価書制度やマンション環境性能表示制度の対象建築物はもとより、より多くの建築物で断熱性能を向上させることができるように取り組みます。
- ・近くでつくってみんなで使う、自立分散型電力の確保で、電源セキュリティ保障に取り組みます。再生可能エネルギー、都市エネルギーの活用を支援します。
- ・環境を東京の大きな産業に育てます。実証実験から、本格的な事業化へと移行しつつあるスマートコミュニティ関連技術を応援します。
- ・都立病院の電力自給体制を強化します。また、大規模浄水場にコージェネレーションシステム等を導入し、停電時も運転できるようにします。
- ・都有施設での太陽光発電を推進するとともに、私立学校等に対しても導入を支援します。
- ・小水力発電や太陽熱や都市排熱、木質バイオマスなどあらゆる再生可能エネルギーの利用促進事業を支援します。
- ・テナントビルでのデマンドレスポンスなど、エネルギーマネジメントの普及拡大に取り組みます。
- ・平成22年4月に開始したCO₂の削減義務と排出量(削減量)取引制度については、効果が上がるよう着実に実施します。また、金融機関との連携や省エネ診断など、中小事業者などの対策が進むよう積極的に支援します。
- ・自動車の低炭素化対策として、エコドライブの推進や次世代自動車などの普及を促進するとともに、自転車への利用転換などで、自動車に依存しないまちづくりを進めます。
- ・街路灯をはじめ、公共施設でのLED照明への切り替えを進めます。また、私立学校や病院などの公的施設でも、省エネルギー化が進むよう積極的に支援します。
- ・最先端の省エネ・再エネ技術の実用化を支援し、併せて、日本の環境技術を世界に発信します。
- ・温暖化対策を進めるために、平成21年3月に制定された東京都独自の環境減税の導入に加え、効果的な環境税制の導入に向けて、検討していきます。また、炭素税の創設を国に働きかけるなど、経済状況の踏まえつつ、税による環境コストの内在化を進めます。

○「風」と「水」と「緑」の東京の実現

- ・PM2.5の発生源対策として、東京のPM2.5が都内での発生原因よりも、関東地方内やその他の地域の自動車・船舶・工場等が多い現状に鑑み、広域的な対策強化に向けて検討を行います。
- ・浮遊粒子状物質(SPM)や光化学オキシダントの原因でもある揮発性有機化合物(VOC)の削減に取り組みます。
- ・引き続き放射能測定・検査を行うとともに、感潮河川や東京湾における放射性物質のモニタリング、水産物の検査を必要に応じて拡充します。また、都民への情報発信を積極的に行います。

- ・再開発などにあわせ沿道に質の高い緑を配置するなど、緑のネットワーク形成に向けて、積極的に緑地を確保していきます。
- ・壁面緑化を推進します。さらに、校庭芝生化、駐車場緑化や都市の隙間に着目した緑化を進めます。
- ・「風の道」の確保に向けて、「海の森」や街路樹の整備だけでなく、建築物の配置や
- ・都心環状線を撤去して都心景観を再生します。

首都高の高架を撤去し、日本橋や神田川などの水辺空間を活用したまちづくりを行うことを検討します。三環状道路の整備、他の公共交通機関や自転車等へのシフトとあわせ、総合的な交通政策のもと、単純撤去案も含めて検討します。
- ・環7環8ー緑のリングをつくります。

外かく環状道路の整備による自動車交通の円滑化や、他の幹線道路ネットワークの整備、ITS技術の活用などによって、環状7号線、環状8号線で極力車線を減らして、ゆとりのある歩行空間をつくり、大きな街路樹を植えて、緑のリングをつくります。形状なども含めて、まちづくりの早い段階からの環境配慮に取り組みます。
- ・保存樹木・樹林といった既存樹木を保全する制度を設けている区市町区とも連携しながら、緑の保全に取り組むとともに、NPOなど民間団体と連携して里山の保全を進めます。
- ・多摩の森林再生を図るとともに、花粉の飛ばない森づくりを進めます。
- ・水循環基本条例の制定に向けて、取り組んでいきます。
- ・保水性舗装や雨水浸透ますなどにより、保水性のあるまちづくりを進めます。
- ・都立日比谷公園をはじめ、皇居前広場、皇居東御苑、北の丸公園、千鳥ヶ淵公園など、約160ヘクタールに及ぶ都心部の公園緑地が一体的に機能するよう、関係機関を連携させ「東京セントラルパーク（仮称）」として機能させていきます。

・外かく環状道路の整備による自動車交通の円滑化や、他の幹線道路ネットワークの整備ITS技術の活用などによって、環状7号線、環状8号線で極力車線を減らして、ゆとりのある歩行空間をつくり、大きな街路樹を植えて、緑のリングをつくります。

○廃棄物対策・有害化学物質対策の充実・強化

- ・3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の普及を図ります。
- ・廃棄物の不法投棄ゼロに向け、排出事業者や処理業者の排出・処理結果を公表する制度を拡大するとともに、IT技術を活用して不法投棄の監視・対策を徹底します。
- ・「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」認定制度により、適正処理、再資源化及び環境に与える負荷の少ない取り組みの実施などを行う事業者が選ばれる仕組みを推進します。
- ・使用済み注射針など在宅用医療廃棄物の適正処理に取り組みます。また、携帯電話に加えて、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類におけるレアメタル、レアアースのリサイクルを推進します。
- ・土壌汚染対策として、中小事業者の負担軽減に向けて、ガイドラインの活用などにより、取引が滞っている土地（ブラウンフィールド）の適正な利用を促すとともに、ア

ドバイザーの派遣制度により支援します。

Ⅱ 子育て支援！誰もが暮らしやすい東京（生活・福祉）

①ビジョン

子どもを産み育てたいと思うすべての人が、安心して子どもを持てる環境を整備します。

現役世代、高齢世代、若者、子どもまですべての世代の人にとって、暮らしやすいまちづくりをすすめるため、ハード・ソフト両面から施策効果を総点検して、本当に必要な施策を実施し、包容力のあるインクルーシブ社会を目指します。

②考え方・現状認識

生まれてから、学校に入り、大人になるまで、子どもを育てることは、社会を作ること。そして、すべての子どもは、家庭の状況や障害のあるなし、性別、国籍にかかわらず、安全な環境で愛情に包まれ、健やかに育つことが必要です。

また、現在20代後半から30代後半の世代は、バブル崩壊の後遺症で企業が新規採用を極端に絞り、雇用の非正規化が拡大した時期に社会人となりました。このためニート・フリーターや派遣・日雇い派遣等に従事せざるを得なかった人が少なくありません。不安定雇用・低所得のためか、非婚、少子傾向が進んでおり、20年、30年後の東京を見通して、しっかりと支援を行うことが必要です。

さらに、団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、介護サービスの提供体制を盤石に強化することが求められています。支え手が減る中でどのようにして困難な時期を乗り切るか、まったなしの状況となっています。

しかし、国内外の社会経済状況の激変や、医療制度改革、介護保険法改正、障害者自立支援法など、医療や福祉の根幹をなす制度の改変時期にあつて、医師・看護師・介護人材の不足が深刻となっています。

また、福祉は、すべての人が暮らしやすい社会を下支えするものであつても、その実現はひとり福祉だけでは十分ではありません。

都民生活に何が必要か、その供給のためには何をすべきか、本気で考え、コーディネートしなければなりません。きめこまかなニーズ把握を行った上で、政策を実行する必要があります。

③施策

I 子ども達、親達へ

○安心・安全に子どもが生まれる環境づくり

- ・妊婦検診の14回無料化を実現しました。

区市町村ごとにバラつきのあった、妊婦検診費用の助成ですが、すべての区市町村

での14回無料化が実現しました。今後は、未受診者を減らすために取り組みます。また、HTLV-1 ウィルス検診の実施と、陽性者へのサポート、母子感染防止対策の徹底にも取り組みます。

- ・母子手帳からエンゼルノート（仮称：あかちゃんノート、ひよこ手帳でも可）へ行政の情報に接する機会の少ない母親達にも、母子手帳を持ってもらえる、母子保健やかかりつけ医づくり、ホームヘルプの利用など、妊娠・出産・子育てに関係するさまざまな支援へのゲートウェイとしてトータルに活用できるものへとリニューアルします。

さらに、学校卒業まで継続して、予防接種やけが・病気の記録を残せて、利用できる行政サービスや支援、相談窓口がわかる子育て手帳を検討します。

○安心して出産できる産科医療の実現（医療参照）

○子育て負担感の解消

- ・子ども条例の制定検討などを含め、子どもに関する分野横断的な総合施策を実施します。

- ・病児・病後児保育を促進し、安心して出産・子育てできる東京にします。学童保育、保育所併設の病児病後児保育を整備します。病児保育をする医療施設への助成を充実します。

- ・待機児童ゼロを実現します。

平成24年4月1日現在の保育サービス利用児童数は212,641人、待機児童数は7,257人です。平成21年度から24年度までに、東京都内に保育所が283カ所増設され、定員は3万1,726人増加、利用児童数は3万5,966人増加しました。

保育所整備を進めるとともに、保育ママなどさまざまな保育サービスを充実します。認可保育所と認証保育所の保護者負担の格差解消に向けた支援を検討します。特に認証保育所については、大都市型保育サービス施設として国の制度の中に位置付け、国が財政的措置を行うよう、働きかけていきます。

将来的には、必要とするすべての保護者が利用できる保育サービス提供体制を構築します。

- ・保育所整備と同時に、保育サービスを担う人材の確保・育成が必要です。そのため、サラリーマンよりも年収が低いとされる保育士の待遇改善により職場への定着を図るとともに、保育士のさらなる確保・育成に取り組みます。
- ・国で検討中の子ども・子育て新システムでは、認証保育所等の認可外保育施設についても、スムーズに移行できるようにします。
- ・学童保育の年齢引き上げなど子育て支援を充実させます。
- ・子ども家庭支援サービスを充実します。

出産育児期の家事支援など家庭支援サービスを充実させます。特に在宅子育て家庭への支援を強化し、一時保育の充実や親子で参加できる居場所づくり、ネットワークづくりを進めます。

- ・保育所の保育内容、サービスの質、経営状態のチェックなど、子どもを安心して預けられる保育所作りを支援します。
- ・子どもクーポン（保育バウチャー）を創設します。
将来的には、待機児童解消が実現した時点で、子どもクーポン制度で、施設への補助から利用者への直接補助に切り替え、サービス提供実績に応じて行政の補助が充当される仕組みを目指します。これを通じて、すべての子ども・保護者が必要とするサービスを利用できる体制整備に取り組みます。
- ・住宅援助
公的住宅の家賃減額、母子優先入居、若年子育て世帯の優先入居制度の一層の拡充など、所得の少ない子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう検討します。
- ・小児救急相談電話＃８０００
現在、平日は午後５時から午後１０時まで、土日や祝日は午前９時から午後５時の受付ですが、病院に行くべきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大します。
- ・新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業を全区市町村に広げるとともに、要支援家庭に対する具体的な支援策を充実します。
- ・子どもの障害の早期発見、早期療育体制を整えるとともに、ショートステイなどを充実します。
- ・医師不足（＝東京小児ER、医療参照のこと）

○子どもが健やかに育つために（医療との相互参照）

- ・発達障害支援
発達障害は、早期に本人と保護者が障害に気づき、適切な支援を受けることで、多くの問題が緩和されるため、そのための早期発見・相談・支援体制を構築します。
- ・小児の難病、がん患者、家族支援
- ・予防接種を充実させます。
子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化を実現し、その他の重要なワクチンについても定期接種化への方向付けをしました。
- ・風疹の大流行を受け、東京都では、緊急対策として予防接種を行う区市町村に対し、要した費用の1/2を都が補助することとしました。この結果ほぼすべての区市町村で風疹予防接種への助成が実施される見込みです。今後も国に対して定期接種の拡大や新ワクチンの承認促進を働きかけ、接種を希望する人が地域間や経済的格差がなく受けることができるように求めていくとともに、副反応対策の強化や適切な情報収集・提供体制の構築などに取り組みます。
- ・養育困難家庭への支援
マタニティブルー、産後うつが固定化してうつ病となる母親が現在増えています。乳幼児の養育が必要な大変な時期にうつ状態が続き、意図しない虐待・育児放棄のような状況が発生しています。精神疾患に対応可能な医師、保健師、看護師、精神保健福

祉士の連携を軸に、児童相談所、区市の子ども家庭支援センター、さらには同センターが委託する養育支援の事業者において養育困難家庭への迅速な支援、児童保護手法だけにこだわらない救済計画の作成及びその人材確保を行いつつ、親の療養を促し、健全な療育環境への回帰を支援します。

○児童虐待の早期発見・救出対策の強化

- ・児童虐待の通報に迅速に対応します。

児童虐待防止法が施行された平成12年以降、児童虐待の相談件数は年々増え続け、都内の児童相談所が対応した件数は、平成12年度の1,806件から平成23年度には4,559件へと2.5倍に増加しました。また、平成16年には法改正により区市町村が新たに通告先に加わり、その相談件数は平成17年度に4,000件だったものが平成22年度以降7,000件を超える状況にあります。児童相談所の職員は、多くの要保護児童、要注意家庭の案件を抱えています。児童相談所の人員、特に専門職を増員します。また、児童相談所と区市町村の子ども家庭支援センターの役割分担の明確化とそれぞれの機能強化、連携強化に取り組み、多くの子ども達にしっかりと目の届く体制を作ります。

- ・医療機関での虐待対応力強化を強化するため、人材育成などを支援します。
- ・児童養護施設人材育成強化、グループホーム(家庭的ケア)、専門機能強化型養護施設(精神科医、治療指導担当職員配置)促進など、虐待等の被害にあった子どものケア対応能力を充実させます。
- ・虐待児童を迅速に救出します。

虐待の通報があっても、保護者が事実を認めない、子どもの状況確認をさせないなどの事例があった場合、子どもの安全確保を最優先とし、警察と連携して速やかに親子分離できるよう、体制の強化を図ります。
- ・児童養護施設を整備し、里親委託を促進します。

虐待や親の経済的事情などで、家庭で養育できない子ども達が増えており、児童養護施設は一杯で、虐待から保護した子ども達が長期間児童相談所に滞在しています。養護施設の整備、里親委託を促進し、社会的養護体制を強化します。また職員の資質向上を図るとともに、現場職員の心のケアの仕組みを整えます。
- ・虐待させません、繰り返させません。

うつ症状を訴えたり、うつ病にかかる人が増えており、子どもを育てられる状態がない親への対策強化が急務。子育てヘルパーや子ども家庭支援センターとの連携も強化し、サポートや子育てに関する指導、トレーニングプログラムを行います。
- ・救急病院における子どもの事故死事例の死亡原因分析などを通じて、児童虐待による負傷・死亡の実態を解明し、さらなる対策を検討します。

○子どもの重大事故ゼロに向けて、前進しています。

- ・子どもの事故は、個々のアクシデントとして見過ごされがちですが、情報を集約して分析すると有効な対策ができます。東京都においては、平成21年度から危害危険

情報を積極的に掘り起こすため、「ヒヤリ・ハット」調査が実現しました。

さらに、定期的なモニタリング、救急病院における子どもの事故死事例の死亡原因分析などを通じて、対策を検討し子どもの重大事故ゼロを目指します。

- ・子どもの交通事故防止対策を進めます。

交通事故多発路線である駅前、福祉施設、学校の周辺等において、歩行者通行の安全を確保するための歩車分離信号への改良を進めます。また、コミュニティゾーン整備やあんしん歩行エリア整備など面的かつ総合的な交通事故防止対策を進めます。

○学校教育

②教育参照のこと

○放課後安全対策

- ・区市町村において放課後子どもプランを策定し、小学校区にひとつ子どもの居場所を作り、遊びや勉強、地域の人との交流を通じ、安全で健やかな成長の機会を確保します。

○ひとり親家庭への自立支援策を推進します

平成20年の東京都社会福祉基礎調査によれば、ひとり親家庭の悩みで最も多いのは家計や家事に関するものです。また、雇用や住宅、子育ての問題等で、安心して自立生活できる環境にはありません。

- ・より収入の高い就業を可能とするための就業支援やスキルアップ支援を充実します。また子育てと仕事を両立させるための在宅就業システムの構築と在宅教育訓練の促進に取り組みます。
- ・ひとりで家事育児と経済的責任を担うひとり親家庭への子育て支援のために、ホームヘルプサービスなどの拡充を行います。また、学童保育の年齢引き上げや利便性の高い保育所など、子育て支援も充実させます。
- ・近年増加しているひとり親家庭の相談体制を整備します。母子家庭等就業・自立支援センターと東京仕事センターやマザーズ・ハローワークとの連携を強化します。
- ・不安定雇用などで収入が低いひとり親家庭の住居確保のため、公営住宅への優先入居を行うとともに、保証人のいないひとり親も利用できるあんしん賃貸支援事業の普及を促進します。
- ・父子家庭への児童扶養手当支給を実現しました。これまで母子家庭だけを対象としていた児童扶養手当が父子家庭にも支給されることとなりました。今後は、就労支援など関連施策についても男女の別なく対象とできるように検討を進めます。

II 全ての都民へ

○男女共同参画社会の実現を東京から

- ・女性も男性もすべての人が責任をもって、安心して働き続けられるよう、ワークライフバランスの推進、就業継続に必要なサポートの充実を進めます。

○UD（ユニバーサルデザイン）

- ・交通網では、引き続きすべての駅でのエレベーター設置等による1ルート確保に取り組めます。また、面のUD化としては、病院や福祉施設など公共性の高い建築物周辺や駅からのルート、空港や主要駅から宿泊施設へのルートのUD化を一層進めます。さらに、カラーUDの普及を図るとともに、講演会や講座などを開催する際の手話通訳や要点筆記、託児サービスの提供など、ソフト面でもUDの普及を図ります。

○豊かな消費生活に向けて

- ・いつでも、どこでも消費者相談できる環境づくりを進めます。

都の消費者相談の機能を強化し、平日の昼間に加え、夕方や日曜・休日にも実施するなど相談窓口を拡大します。また、区市町村の相談窓口を充実させるため、高度専門的機能を有する東京都消費生活総合センターからの支援をさらに強化させます。
- ・自立した消費者を育てる消費者教育を推進します。

平成24年12月、国の消費者教育推進法が施行されました。これを受け、消費者団体、事業者団体、教育機関等との連携を強化し、対象者の年齢や特性に応じた体系的な消費者教育を図ります。そして、消費者教育における先駆的な取組の普及を図ります。
- ・悪質業者に対する取締りを強化します。

消費者安全法の改正で、平成25年4月から財産被害に係る報告徴収・立入調査権限が知事に委任されることから、東京都による権限の積極的な活用推進を図り、取締りを強化させます。
- ・地域などの見守りで、消費者被害を未然に防止します。

高齢者を狙った、リフォーム詐欺や高額商品の売りつけに対しては、地域の見守り、福祉事業者と連携した見守りなどの対策を進め、未然防止を図ります。
- ・持続可能な社会の実現に向けた消費行動の普及啓発を推進します。

消費行動が地球環境に与える影響を踏まえ、3R（リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の普及、消費者団体、NPO等が行うグリーンコンシューマー事業への支援などを行い、持続可能な社会の実現を図ります。

○東京版セーフティネットの実現

- ・自殺予防対策に取り組めます。

東京での年間2,989人の自殺者（2009年警視庁統計）を減らします。
- ・借金を苦にした自殺をなくします。

債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、生活再建への支援を充実・強化します。

- ・メンタルヘルス対策を強化します。
自殺者のうち、職場の人間関係や、労働環境などをきっかけとして、うつに陥って亡くなる方の割合が多く、職場でのメンタルヘルス対策、労働環境の改善が必要。
- ・地域特性に応じた自殺対策を支援します。
民主党政権で初めて、区市町村別の自殺実態（厚労省人口動態、警察庁統計）が明らかになりました。政府による自殺総合対策も打ち出され、都道府県に造成された基金によって区市町村への予算配分、民間団体への支援が実現しました。今後も、各区市町村ごとの特性に応じた対策が推進できるよう支援していきます。また、医療機関や相談機関等との連携を強化し、自殺未遂者の実態把握及び未遂後のケアの充実を図ります。
- ・多重債務対策を充実・強化します。
債務整理・自己破産等法的手段の活用支援、再び借金をしないための金銭管理サポートや生活再建支援を充実・強化します。そのために、身近な区市町村で支援が受けられるよう、司法書士等の専門家と福祉的アプローチを連携させた取り組みを検討します。
また、子どものころからのマネーリテラシー教育を強化します。
- ・自殺への危機を高める、経済問題、生活問題、精神的問題（うつ）は、一人の方に複合して起こるため、区市町村にワンストップサービス窓口を開設します。ここでは、司法書士・行政書士等、福祉、精神保健の専門家が一斉に必要な支援を行います。

○引きこもり支援

- ・ひきこもりの人たちに対して、これまでの相談の成果を活用してするとともに、NPO等との連携やひきこもりの親たちなどへの支援など、施策をさらに拡充し、社会参加を応援していきます。

○医療・医師不足対策

医療を参照のこと

○生活保護の自立支援の強化

- ・やむを得ない事情で働けない時、最後のセーフティネットとなる生活保護ですが、自立を支援する機能が弱く、長期受給に陥りがちです。助けを必要とするときには迅速に支給し、自立に向けた力をつけられるよう自立支援を強化します。
- ・生活保護の財源負担の4分の1は市区町村です。保護世帯の急増により市区町村の経済的負担は増し続けており、財政難に拍車をかけています。負担の在り方の他、都民への制度理解や、保護までいかななくてもいいような低所得世帯支援について検討します。《都&市区町村》
- ・生活保護の需要が高まり、各区市町村の受付・審査の職員不足は深刻です。新規審査は元より、受給者の所得・資産のチェックも十分にできないことがあれば、この不景

気の中で納税を確実にしている多くの納税者に納税不審、福祉不審を招くことになってしまいます。東京都が毎年実施する指導検査なども丁寧に行い、受給後の所得把握がより確実になるよう実施機関を指導していきます。《都&市区町村》

- ・安易な生活保護申請を防ぐため、又は生活保護申請をしない、できない家庭が追いつめられないように、ネットカフェ難民対策における一定期間の家賃補助や、低所得世帯の教育対策での学童の入試対策学習塾補助、医療費補助目的の無料定額診療制度の活用など生活保護以外の低所得者対策をしっかりと広報し、窓口での振り分けを支援します。

○犯罪被害者等支援条例の制定

- ・犯罪被害者の権利と支援に対する都の姿勢を明確にするため、犯罪被害者等基本条例の制定を目指します。

Ⅲ 高齢者へ

○介護人材確保対策（介護職員が離職しないで済むようにします）

- ・介護職員が安定して働き続けられるような環境整備に向け、一歩前進しました。今後もさらに介護報酬改定増に向けて取り組みます。

○介護難民をゼロにします

- ・介護を必要とする親がいても安心して働くことができるよう、特別養護老人ホーム、ナーシングホーム、療養型医療施設等の整備を着実に進めます。同様に、介護を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- ・地域における認知症の保健医療水準の向上を図り、認知症の専門医療を担う認知症疾患医療センターは、平成24年4月に10カ所が稼働し、平成25年4月現在12カ所が指定を受けて稼働しています。安心の認知症ケア体制を構築するため、認知症疾患医療センターを中心として、認知症の鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談等を実施し、かかりつけ医や介護事業者などとの連携、人材育成等を行います。若年性認知症への支援を進めます。
- ・社会保障費2200億円の削減をストップしました。
そのうえで、平成17年、18年の介護報酬改定により、特に大都市において悪化している経営状態（収支差額率：都特養 3.55%、全国特養 13.6%「都平成19年度特別養護老人ホーム等経営実態調査」）を改善し、サービス供給を促進するため、地域差指数を賃金実態に応じて改めるようにする（東京 20%に）、物件費も消費者物価水準に即して改めるようにする（東京 10%に）など、必要なお金がまわる制度とし、ケアリビングの推進、認知症高齢者グループホームの整備もあわせて行い待機高齢者をゼロにします。
- ・土地活用を希望する土地所有者に、高齢者賃貸住宅や小規模多機能住宅に関する広報を行うほか、東京都の設置補助を継続して実施、土地利活用と高齢者施設や高齢

者住居の増加につなげる。《都&市区町村》

○要介護・認知症高齢者の安心地域居住

- ・ケアリビングを推進します

必要なケアを受けながら住み慣れた町で暮らし続けられるようにするため、賃貸のケア付き住宅や、グループホームの整備を促進します。

- ・グループホームも要介護状態の進行によって、入所規則を超えた重度要介護者の在籍は認めていません。グループホームの整備は特別養護老人ホームの整備不要ではなく並行して一定数の特別養護老人ホーム整備を推進していきます。
- ・老老介護認認介護を支援します。

東京都の高齢者人口は、平成21年9月15日現在における東京都の高齢者人口(65歳以上人口)は254万人となり、推計開始(平成元年)以降初めて250万人を超えました。東京都の総人口に占める高齢者の割合は20.2%となり、人口・割合ともに過去最高を更新し続けています。

平成27年まで急速に増加し、高齢化率は、平成27年には24.2%、平成47年には30.7%に達し、都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者だけの世帯も増えており、平成27年には178万人になると予測されています。高齢者が高齢者を介護する老老介護、認認介護が今後も増えることが予想されます。家族がいるといっても、高齢者である場合には、若年者家族がいる場合とは異なる支援が必要です。

- ・認知症への専門的ケア体制を構築します。

認知症医療センターを設置し、認知症による精神症状、身体合併症に対応できる体制整備を進めます。また、認知症医療センターと区市町村とが連携して、認知症高齢者の救急受け入れやかかりつけ医、介護事業者との情報共有をすすめて、安心の認知症ケア体制を構築します。若年性認知症への支援を進めます。

○ひとり暮らし高齢者の安心支援作戦

- ・高齢者のひきこもりゼロ作戦を展開するとともに、各地で起こった死亡高齢者の親族による年金搾取事件のような不条理を防止するためにも訪問可能な公的事业を活用します。《都&市区町村》

高齢者の半数を占める単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯のひきこもりをなくします。高齢クラブなど旧来の既存の地域団体の活用のための支援の他、公的機関やNPO、かかりつけ医など、さまざまなルートから、コネクションを持ちます。また、多岐にわたる上に専門的知識の性が高まっている民生委員に過剰に依存した地域支援体制を見直し、現実に対応できる民生委員体制整備を報酬や研修の充実で実現していきます。《都&市区町村》

- ・孤独死を防止します。

ひとり暮らし高齢者には、異変を速やかに察知するため、ゴミの戸別回収、水道などの使用状況モニタリングシステムなど孤独死を防ぐ対策を行います。

- ・地域住民によるサポート組織への支援等を行い、見守りを進めます。

○低所得又は無年金高齢者支援

- ・施設「たまゆら」の火災事件をきっかけに国が新設した「都市型軽費老人ホーム（介護保険外の入所施設。措置時代から存在する軽費老人ホームに類似する）」でしたが、事業者の収入にうま味が無いと評されることもあり、普及が進んでいません。むしろ、民間の土地活用として注目される高齢者賃貸住宅の方が普及に現実性があります。駅から遠い、面積が中規模サイズなど売却ニーズに満たない土地活用を積極的に土地所有者に薦めていきます。
- ・軽費老人ホームの資源量が一般的に知られていないほど極度の不足状態にある中で、都営住宅の応募倍率はうなぎのぼりです。倍率が高いため、所得不足に耐えきれない高齢者世帯は今後も増加が見込まれます。この対策として民間賃貸、つまりはアパートの活用が即応可能です。高齢者賃貸住宅への改築を推奨するほか、東京都住宅政策審議会答申にあるような都営住宅の家賃補助システムへの転換を進め、一定の家賃収入が管理不動産業者や所有者に対して公費含めて入金され、その収入により建物整備に一定の投資が可能な仕組みづくりを進めます。
- ・更にこのような低家賃高齢者住宅への支援を民間の介護事業者などとの契約により集合住宅全体を支援する住宅システムを確立することに向けた研究を進めていきます。

○元気高齢者の社会参加支援

- ・生きがい創出を支援します。
元気で人生謳歌、遊びごろをもった幸福な老いを目指す、元気高齢者人口を増加させるため、生きがい活動支援室を地域に設置、ネットワークづくりや社会活動参加のコーディネートを行うことで、高齢者の自主的な活動を支援します。
- ・健康づくりを支援します。
都の平成20年「健康に関する世論調査」によれば主観的健康感が低い人ほどひきこもりがちです。主観的健康観アップにより、活動性を高め、介護予防にもつなげる、健康づくり応援総合計画をつくりまします。

IV 障害者へ

○障害者への差別をなくす条例の制定

- ・障害者差別禁止を定める条例の制定を目指します。
障害がある人への不当な差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことなどを禁止します。地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作ります（調整機関の設置等）。

○障害者施策の充実

- ・障害者自立支援法
自立支援法施行以来、障害当事者、自立支援事業者ともに疲弊しています。

障害者自立支援法による定率1割負担を廃止します。障害者政策・法制度を抜本的に見直し、「障害者総合福祉サービス法」を制定します。出生から生涯にわたり福祉・医療・教育が連携を図って行います。

- ・障害者雇用を進めます

障害者の受け入れに関するノウハウや支援・指導のノウハウを持たない企業が多いため、職場環境の整備と定着を支援する障害者就業支援コーディネーター設置を進めます。

- ・公的機関（都庁、区市町村役所等）での知的障害者、精神障害者の新規雇用をすすめます。（現在都内では、知的障害者は4名、精神障害者は36名です）

- ・グループホームを推進します

地域居住を推進するため、グループホームの設置や運営費補助を充実させます。

Ⅲ 学ぶ心を育み、誰もが学べる東京（教育）

①ビジョン

めまぐるしく変化する社会を生きる子どもたちが、次代を担う自立した市民に育つために、教育の原点である家庭と学校、地域、社会の連携を通して、学ぶ権利を保障する教育環境を創ります。

②考え方・現状認識

社会状況のめまぐるしく変化する現代社会において、子どもを取り巻く環境は多様化し、社会全体で教育に積極的に取り組む体制が求められています。

その状況を踏まえ、高校実質無償化や私学振興の充実が進められてきました。

すべての子どもが等しく教育を受ける機会を与えられ、次の時代を生きる力、つくる力、社会の構成員として担う力を身につけられるよう、学校・家庭・地域の連携を通じた教育環境づくりに取り組んでいきます。

③施策

○学びの機会均等

- ・私立学校に通う生徒・保護者への支援を拡充します。（公私格差是正）
都内の学校に在学する児童・生徒等のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めており、私立学校は東京の公教育の重要な役割を担っています。高校実質無償化が実現され、私立に関しては一定の就学支援金の補助により、保護者負担が軽減されてきました。東京都は私立高校に通う子どもの家庭に更に上乘せする形で授業料補助をしていますが、現在の所得制限（平均所得以下）の幅を更に広げ、誰もが経済的負担を気にせず、教育内容で学校を選べるよう、学びの機会均等を図ります。
- ・親の資力によって子どもの進路が制限されることのないよう、奨学金制度を拡充し、機会の均等を図ります。
- ・都の塾代支援の対象を拡充します。
都は低所得家庭（生活保護水準の1.1倍）に対し、塾代支援を行っていますが、対象が極めて限られています。実際の生活状況を見ると、現行事業の対象外でも塾代までは負担することが困難な家庭も多くあることから、対象を拡大します。
- ・日本語支援が必要な子ども達への学ぶ場を確保します。
都立高校への入試配慮、入学後の講師派遣などの支援を進めます。
- ・学校の授業を24時間365日受けられるようにします。

授業1コマごとの動画を製作し、インターネットで公開することで、24時間365日、いつでも、どこでも、誰もが受けたい授業を受けられるようにします。病欠や停学処分など学校を休んでも授業に遅れることはなく、海外・遠隔地でも通信教育として活用できます。

○家庭と地域の教育力向上

- ・家庭の教育支援を行います。
いじめや不登校など、学校生活において課題のある児童・生徒やその保護者を支援する人材「家庭と子どもの支援員」の配置拡大と対応の充実化を進めます。
- ・地域と連携し、高齢者ボランティアが参加できる学童保育を推進します。
高齢者とのコミュニケーションを通して知恵や教訓を学び、また愛情を注がれることが子どもの健やかな成長を促すため、高齢者ボランティアによる学童保育を進めます。
- ・学校支援ボランティア推進協議会やコミュニティ・スクールの設置推進を図ります。
地域の教育力向上に向け、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校ボランティア推進協議会の設置を推進します。また、平成24年4月1日現在、東京都内にコミュニティ・スクールは小学校110校、中学校56校の計166校ありますが、地域の実情を踏まえながら、更に増やしていきます。

○安全で明るい学校環境づくり

- ・スクールカウンセラーの全校配置と効果的活用を図ります。
いじめや不登校など、様々な児童生徒が抱える問題に対応するため、都内公立小中高等学校の全校にスクールカウンセラーを配置します。また、学習や進路、生活面も含めた総合的なカウンセリングも実施し、準カウンセラーの活用やカウンセラーの勤務日数の拡充なども行うことで、カウンセリング体制の充実を図っていきます。
- ・学校問題解決対策を推進します。
学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察OBなどの専門家と連携し、24時間電話相談など、問題行動対策に取り組みます。
- ・明るくオープンな学校組織をつくります。
小中学校では、子どもの学習指導だけでなく、家庭教育の保護者対応を初めとした様々な新たな課題への対応が求められ、多忙化や精神的ストレスで疲弊し、うつ病等の精神疾患で休職する教職員が依然として多い状況です。この状況を打破し、教職員が精神的ゆとりを持って、児童生徒一人一人に向き合える環境や、授業等の研究・創意工夫を図ることのできる環境をつくります。そのためにも、学校組織全体の意識改革を促し、風通しの良いオープンな組織をつくることで、教職員どうしの連携を強めていきます。併せて、学校運営における役割分担の明確化、ICT活用による業務の効率化、事務職員の増員などの運営体制の強化や、家庭や地域との連携強化を図っていきます。
- ・体罰のない校内環境をつくります。
都内の体罰に関する全校調査結果をもとに、児童・生徒一人一人の成長を真に導く生徒指導のあり方、部活動における技術指導のあり方を分析・検討し、体罰ではない効

果的な指導方法の普及・徹底を図ります。

- ・教員不足対策を進めます。

平成11年に約1.6倍だった教員採用試験倍率が、平成25年度には5.7倍と低下しており、団塊世代の大量退職とともに、教員不足及び教員の質の低下が顕著になりつつあります。精神的に追い詰められて中途退職してしまうなど、教員の流出を防ぐ対策を進めるとともに、社会人経験者採用や教職大学院と連携した人材育成・採用など、幅広く優秀な人材を確保する取り組みを進めます。

- ・学校エコ化と環境教育を促進します。

太陽光発電型や太陽熱利用型、自然共生型など、それぞれの学校の状況や地域環境に適した様々な「学校エコ化」を地域と連携しながら進め、子ども達の健康や環境に配慮した快適な学校環境づくりを促進します。また、合わせて、環境教育の充実に取り組みます。

- ・学校施設の耐震対策・防災対策を進めます。

地域の防災拠点である学校の耐震化を100%にします。また、私立幼稚園における防災備蓄倉庫の整備費補助や、私立学校の非構造部材耐震対策工事などへの補助も行い、防災対策を進めていきます。

○考える力をつける！授業改革【知】

- ・少人数学級を実現します。

少人数学級の推進に伴い、教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、それぞれの学校・クラスの実情に配慮した柔軟な学級編成、教員配置に取り組みます。

- ・教員の指導力を高めます。

新任の教員などの指導力を高めるため、授業指導を積極的に行い、質の高い学習機会をすべての子どもたちに提供します。そのためにも、教職大学院や大学と連携し、教育実習の強化や採用後の指導力向上を目的とした研修の充実を図り、教員の学ぶ環境を整えます。

- ・PISA型学力や探求型学習に向けた指導の普及を進めます。

知識の活用力といった「PISA型学力」や、発見から新たな問いが生まれ、その問いを追求していくことで新たな発見へと到達する「探求型の学習」など（例えば、「学び合い」といった協働学習）を指導方法として検討し、受け身の知識習得ではなく、自立した学びにつなげる学習環境を構築、普及していきます。

- ・基礎学力の定着を徹底します。

小学校段階で基礎・基本の徹底を図り、学力定着に向けた取組を推進します。また、都立高校生においても、卒業までに修得すべき学力水準を明確にするなど、基礎学力の定着を行い、学力を保障する取組を進めます。

- ・理数教育を充実させます。

理数フロンティア校の推進や、小学校・中学校理科教員の研修内容の充実化により、子ども達の数学・理科に対する興味・関心を高め、将来の優れた研究者や技術者の輩出につなげていきます。

- ・英語教育と国際理解教育を推進します。

小学校の外国語活動におけるALTや外国語活動アドバイザーの積極的活用、小中学校から高校までの体系的な英語教育カリキュラムの策定、国際バカロレア校の設置などを通じて、英語教育と国際理解教育の推進を図り、グローバル人材の育成を行っていきます。

- ・授業のICT活用、メディアリテラシー教育を推進します。(徳育から移動)
ICT教育環境を整備し、電子教材の活用など、魅力的で分かる授業の推進を図ります。また、メディアリテラシー教育を充実させ、自分自身が判断し、取り入れる情報を取捨選択する能力やマナー、マスメディアに対する認識を深める教育を進めます。

○心身ともに健康な子どもの育成【徳・体】

- ・徳育を充実させます。
学校行事（例えば、講演会企画、文化祭など）や、学校外活動（職業体験、奉仕活動など）で、何かを実現することや人の役に立つことの喜びを体験してもらい、あわせて、郷土愛を育む教育やシティズンシップ教育なども取り入れながら、子ども達の自主性と公共心の涵養に努めます。また、低迷している子どもの自尊感情を涵養するため、人権教育、コミュニケーション教育を進めます。
- ・子どもの自死防止教育を行います。
自死防止対策として、小学校で命の大切さを教えるための動物飼育を推進します。
- ・コミュニケーション教育を充実させます。
演劇教育などのコミュニケーション教育を推進し、対人能力や表現力の育成を図ります。
- ・武道、スポーツの推進を図り、生きる力を育てます。
中学校の保健体育において、武道の必修化（平成24年度から）が実現しました。武道やスポーツを通して、心身の健康な発達や自律心その他の精神の涵養に努めます。
- ・部活動を活性化させます。
小規模化が進む公立学校において活動しづらくなっている部活動を、指導員の確保や地位の明確化を一層進めることにより、活性化させます。
- ・現在、都立の美術館や博物館は、中学生以下無料となっていますが、これを高校生まで引き上げ、例えば、平日限定で、放課後や試験休みでの利用を促すことで、高校生の豊かな感性と創造性を育てていきます。
- ・食育の推進を図り、自然の恵みや健康への理解を深めます。
食育を推進し、健康や朝食の大切さに対する理解を深めます。また、地域との交流等によって、農業体験の機会を増やし、育てる大変さや収穫の喜びを通して、生態系の大切さを感じる心を育てます。
- ・地産地消型の給食の推進、米飯給食の拡充を行います。
地元の有機野菜等を取り入れた地産地消型の給食を推進します。また、米や魚、野菜を中心とした食文化を守り伝え、コメ食の拡充を進めます。
- ・給食のアレルギー対策として、給食メニューの原料表示を支援し、保護者や本人の注意を喚起するとともに、エピペンの普及に取り組みます。

○社会的・職業的自立と次世代リーダーの育成

- ・高校生の海外留学支援を推進します。
グローバル人材を育成するため、都立高校生や私立高校生の海外留学支援を実施します。
- ・都立専門高校を発展させます。
都立専門高校において、企業と生徒が求めるニーズに応じた学科の改編や新学科の設置、教職員の企業派遣実施による指導力向上などを行い、専門高校をさらに発展させ、専門的技能を持つスペシャリストを多く輩出していきます。
- ・キャリア教育を強化します。
外部人材の活用などによる公立学校のキャリア教育を充実・強化させ、また、企業・NPOと連携し、中途退学者等への支援も含めた、都立高校生への社会的・職業的自立支援を行います。
- ・実践的な学力・技術力を身につける専門学校・専修学校の振興を図り、職業学位の創設についても検討を進めます。
- ・首都大学東京にギャップイヤー制度の導入を図ります。
ギャップイヤー制度の導入により、学生の社会活動や国際貢献活動の機会を増やし、併せて、その学生が大学にその社会経験を有益な形で還元した場合には、単位認定や、奨学金の優遇措置を図るといった制度の導入を図ります。
- ・宿泊訓練等、実践的な防災教育を実施します。

○特別支援教育の充実

- ・全ての子どもが地域で共に生き共に学ぶ、インクルーシブ教育の推進を図ります。
- ・発達障害児・生徒の支援を強化します。
医療等と連携し、発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発を行い、教員の専門性を向上させることによって、自立と社会参加の促進を図ります。また、区市町村と連携し、発達障害の特性を踏まえた就学時健診を普及させ、早期発見・早期支援を行います。
- ・学級増に対応して計画されている特別支援学校の再編整備にあたっては、通学に配慮するとともに、併置化に伴って生じる課題を解消していきます。
- ・肢体不自由児・生徒への自立支援に取り組みます。
肢体不自由児・生徒に対し、就業体験や、ICT活用など、自立支援に向けた先進的な取組の推進と普及を図ります。
- ・放課後体制を強化します。
保護者やNPOなどとの連携を通して、特別支援を必要とする児童・生徒の放課後居場所づくりを進めます。
- ・病院内教育を充実させます。
教員が常駐し、いつでも子どもと向き合うことができる分教室の積極的な設置推進を図ります。

IV 生涯健康！質の高い医療体制の構築（医療）

①ビジョン

医療崩壊の危機が言われて久しいが、一時期のように連日の救急、産科、小児医療の不足の報道が続くような事態を脱することはできた。しかし、まだ安心ができる状態とは言えない。ようやくこれらの急性期医療が最悪時期からの脱出期に入っているにすぎない。そしてこの回復を加速させるとともに、感染症や精神科、難病医療といった先進国の医療として日本が立ち遅れていた疾病分野の解決に動き出す時期が来たのである。更に団塊の世代が 65 歳を迎え、高齢者人口の拡大に東京都の医療資源を確保していかななくてはならない。

②考え方・現状認識

小泉改革は診療報酬を必要以上に縮小化させ、本来収益性が脆弱な産科や小児科の経営及び人材基盤を過剰に弱体化させてしまった。しかし、2009 年の政権交代を境に民主党政権による 2010 年の診療報酬改定を頂点としての医療経済の立て直しにより徐々に医療体制に回復の兆しが出てきている。診療するほどに赤字になる病院外来報酬の改善や、小児科の準夜間診療の評価、出産一時金の増額といった顕著な不足が見られた医療形態の診療報酬等に手を加えたことが大きいと言える。

また、東京都においても都立多摩総合医療センター及び多摩小児医療センターの開院に加え、都議会民主党による地域小児医療確保への配慮により多摩地域の小児医療は安定に向かっていると言える。また、東京ルールを導入や、医療クラークや医療ソーシャルワーカーといったコメディカルの再評価などがこの 2 年に集中して進んだことが大きいと言える。

しかし、その一方でこれまで注目を集めなかった感染症医療が、新型インフルエンザ（H1N1 型ウイルス他）の流行でパンデミック対策が国も地方も保健行政の大きな課題となった。また、障害分野との連携した課題として精神科医療の社会基盤を作らなくてはならなくなった。今や企業や行政の職員 100 人に 1 人の比率でうつ発症しているものの在宅支援体制や社会復帰システムの構築の道半ばである。

③施策

○東京都の実情に沿った施策の展開

- ・産科、小児科などの不採算性を解消します。（国・都補助金充実）
- ・医療分野、地域ごとの過不足を検証して、どこにどのような医療機能が不足しているのか明らかにし、数値目標を明示し、達成するための施策を検討・実施します。（国・都補助金等）

○救急搬送時間 5 1. 6 分の大幅な短縮

- ・ 医師・看護師不足対策実施、コメディカルの増配置、医療機能の強化により、医師不在、患者集中による救急搬送の受入困難・不能を減らします。トリアージナース配置補助、救急搬送コーディネーター補助、医師分娩手当補助などを東京都において実現しました。国でも救急、産科小児科の立て直しを目的とした診療報酬改定が行われ、一歩ずつ前進しています。

(○常時受け入れ可能な救急医療の構築、○救急病院の医師の確保等医療関連項目参照)

- ・ 2009 年夏開始の「東京ルール」について登録医療機関の負担を検証し、持続可能なシステムとなるよう必要な場合は改善していきます。
- ・ # 7 1 1 9 (救急相談電話) の一層の活用を図り、不要不急の救急車利用を減らします。そのために、都民・患者にも軽微な傷病で救急病院や救急車を使わないルールや # 7 1 1 9 (救急相談電話) をしっかり広報し、地域の救急医療機関に常に余裕を持たせるあらゆる努力をします。
- ・ 精神科特例等の為に精神科患者は搬送先選定が制約され、救急搬送時間がより長くなっている。平均搬送時間を延長させるだけでなく救急現場の負担が大きくなりがちな精神科救急の搬送システムを再構築することで、救急医療全体のスムーズなシステム運用を目指します。
- ・ 夜間の救急負担を軽減させるため、軽症患者、小児科患者の第 1 次救急を担う準夜間診療センターの未設置市区町村に引き続き設置補助を行っていきます。(未設置市区町村は設置を目指します) <<都&市区町村>>
- ・ 救急車の増車、救急隊の増強をはじめ、さまざまな対策を総合的に実施して、救急搬送時間を大幅に短縮します。全国平均以上の30分以内を目指します。

○リハビリの充実

平成 22 年 4 月の診療報酬改定では、早期リハ、廃用症候群リハ、休日リハ、回復期リハ、がん・難病リハなどの評価充実、新設が実現しました。

高齢者等長期にわたりリハビリテーションを必要とする方への、維持期の介護リハについても、都民の皆様が、医学的に必要十分なりハビリ医療をうけることができるように、取り組みます。

○療養病床の整備推進

医療療養病床の削減、介護療養病床廃止の方針はストップしました。現在、介護療養病床の廃止は平成29年度末まで延長され、医療療養病床は機械的な削減は行わない方針となっています。

特に、東京都では、高齢者単独世帯、高齢者のみ世帯の高齢者は平成 1 7 年の 1 3 3 万人から今後も増え続け、平成27年には178万人、平成47年には234万人と激増することが予測され(「東京都地域ケア体制整備構想」平成19年東京都)ています。

さらに、東京都の医療療養病床では医療区分2が約半分を占める一方、介護療養病床には、医療区分2、3の方が約3割入院されており、「慢性期入院医療の包括評価に関する調査」平成18年厚生労働省、「療養病床アンケート調査」平成18年各都道府県実施）なおかつ、介護療養病床の入院患者が平均年齢83.4歳、要介護度4と5の方で約9割（「療養病床転換意向アンケート調査」平成19年東京都）と要介護度、医療必要度ともに高くなっています。

こうしたことをあわせて考えると、高齢者の希望に沿って、在宅ケアを充実する一方で、高齢者世帯の他高齢者独居が多いほか、胃婁や経管栄養といった医療ケアを必要とする患者を含めて、高齢者入所施設の不足が著しい東京都においては、介護保健施設整備、療養病床の整備が必要であり、整備に必要な施策を実施します。

○必要な病院の存続

地域の中で重要な役割を果たしている公的病院をしっかりと守り、必要な医療機能を確保します。

○安心して出産できる産科医療の実現

- ・現状、特に都市部の平均出産費用に見合った出産育児一時金を給付します。
安いと言われる出産一時金。国の制度改革と連動し、合計65万円（国55万円＋都10万円）にします。現行東京都の平均出産費用は56.5万円。民主党政権によって出産一時金が48万円に増額になりました。さらに基本額を上げるとともに都からの補助も含めて東京都平均を満たすようにします。妊婦健診の早期受診や望まない妊娠に対する早期相談を促すために、妊娠が確認（妊娠証明書）された人に対して、一時金の支給など、効果的な方法を検討します。
- ・助産師は、専門的な知識と技術に基づき、責任をもって正常な分娩を介助し、妊娠、産褥期のケアを行い、異常の早期発見や医学的措置をおこなうものであり、医師などと協働してケアを行う国家資格です。正常分娩を担う重要な場であり、助産院の広報や産後の新生児・乳幼児ケア、女性の性と生殖に関わる健康相談や教育活動機能への支援を行います。
- ・新生児訪問育成指導などに助産師を積極的に活用し、現役助産師の確保や技術維持を引き続き図ります。《市区町村》
- ・NICU（新生児集中治療室）を1.5倍に増やす目標が実現しました。
NICU整備の基準は、平成2年当時の東京都内新生児数に対する2500グラム未満出生児率を元に定められ、以来改定されていませんでした。NICUの満床による妊婦の搬送受入困難を解決するために、まず必要であった、新生児の実態に合った整備目標を示すことができました。今後は、手厚い人員配置を必要とするNICUを従来の1.5倍整備し、機能させていくために、取り組みます。
- ・子ども基本計画を策定します。
妊娠・出産・子育てにかかわる医療・福祉・教育に必要な施策、地域資源の大枠を示し、中長期的な実現を図るため、都民や専門家とともに子ども基本計画を作り上

げます。例えば、産科医不足への対応としては、NICUの増設や産科医への手当、救急搬送の司令塔機能の設置などの医療機関への対策とあわせて、母子手帳や妊婦教室での＃8000などの情報提供、妊婦健診の無料化により妊娠のリスク管理を向上させ、お産の救急を極力減らす、救急医療を受けた場合でも、地域の診療所と救急病院との連携を強化して、急性期を過ぎたら診療所による治療や在宅診療・支援、子育てヘルパーなどの関係施策と連携して安全安心を確保する、障害のある子どもを支援する療育センターや障害児保育、就学前の専門的指導と学校との連携といった、細かな施策までをリンクさせ全ての施策をより一層機能させること、不足するサービスの必要量を明確にし、どこをどれだけ強化すべきか、しっかり検討を行うことが必要です。

○常時受け入れ可能な救急医療の構築

- ・病院の協力を求めて、救命処置後の「病病連携」の転院システムを作ります。周辺病院や地域病院と連携努力をする支援職員を置くこと等により、「常時受け入れ可能な救急病院」を作ります。
- ・そのために都民・患者にも軽微な傷病で救急病院や救急車を使わないルールや＃7119をしっかりと広報し、地域の救急医療機関に常に余裕を持たせるあらゆる努力をします。

○医療の質向上と救急病院での医師確保

- ・医療クランクへの加算を充実しました。
医師以外のコ・メディカルスタッフを充実して救急現場の疲弊をなくすため診療報酬を改定しました。平成22年度の改定では、クランク15対1加算、20対1加算、を新設しました。25対1、等他の加算も点数アップしました。平成24年度の改定では、さらにきめ細かく30対1加算、40対1加算が新設されています。今後も救急現場の改善に取り組みます。
- ・トリアージナース配置補助、医師分娩取り扱い手当補助などを都が実施。国でも救急、産科小児科の立て直しを目的とした診療報酬改定が行われ、一歩ずつ前進しています。
今後も、専門的能力の高いナースプラクティショナー、専門看護師、認定看護師の育成等、高度化、専門化した今日の医療にあわせた人材育成を進めます。
- ・午前外来、午後病棟、夜は救急当直、40時間不休の勤務といった環境による医師の過労は、医師の判断力と健康を損ね、診断される患者にとっても改善すべきものです。勤務医の報酬や就業環境向上のほか、救急病院での医業とそれ以外の分業を進め、医師や看護師が抱えていた仕事を、医療クランク（医療現場での事務支援）、救急搬送コーディネーター（救急患者の受け入れ作業）のほか、医療ソーシャルワーカー（MSW：家族や経済面の相談）などを養成確保することで、医師の負担を極力減らします。
- ・市区町村が行う1次救急準夜・夜間診療所の運営支援を行って軽症患者の受け皿を

用意します。《市区町村 再掲》

- ・首都圏内の大学および大学病院等において後期専門研修としてE R課程を設置する場合に助成をおこないます。

○地域人材の確保と在宅医療の充実

- ・福祉の人材基盤にしっかり投資します
急性期を過ぎてから、安心して在宅や介護系施設に移行できる環境整備が進まなければ、長期入院や社会的入院は減らず、ベッド数に余裕がなくなります。一方、在宅での介護が難しい家庭では、福祉サービスが不可欠。安心して退院できるよう、地域の福祉を充実させます。《都&市区町村》
- ・しっかりした労務環境で、福祉職を目指す若者をはじめ、多くの雇用を促します。
- ・訪問介護や特別養護老人ホームの介護人材の確保のための介護報酬アップとともに福祉人材の知識・技術向上研修や、老人保健施設・療養病床等の整備を支援します。
- ・地域連携クリティカルパスの普及（転退院支援）と在宅医療のネットワーク化を進めます。診療報酬の改定で3ヶ月過ぎると転院・退院を求められ、適切な受け皿がない、再度悪化した場合の入院先確保、在宅療養への不安などから、患者・家族、相談支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）にとって、大きな悩みとなっています。転院先やリハビリ施設、介護保健施設、在宅支援事業所との連携、情報の共有化などを支援するとともに、幾つかの病院・診療所などが連携して、あらかじめ患者の状態に応じた計画を立て、協力して治療にあたるための地域連携クリティカルパスの普及や在宅医療のネットワーク化を支援します。
- ・患者・家族の療養生活を支えるため、訪問看護、訪問医療、緩和ケアなど在宅療養に必要な地域の基盤整備を支援します。また医師看護師以外の専門家である歯科医師、薬剤師、保健師なども協力して在宅療養や健康作りに取り組めるよう連携を推進します。
- ・高度小児医療機関の空床を生み出し、新たな患者の受け入れが可能となるよう重度身体障害児施設や心身障害児施設や療育センター必要になります。しかし、民間または個人で事業開設をしようとすれば、設置基準から看護師が必要ですが、確保が困難となっています。看護師の絶対数の不足の他、雇用しようとすれば高額な報酬を支払うだけの収益が必要となります。看護師の養成、特に継続的な勤務の可能性が高い男性看護師の養成も積極的に進める必要があります。
- ・同様に高齢者施設では小規模多機能施設や通所介護施設のような地域の施設においても看護師が設置基準から必要であり、極度の不足があります。更に島嶼での看護師不足は深刻であり、福祉事業所の運営危機の恐れがあります。現実に福祉資源量が不足しています。看護師の養成に加えて自治医大のような勤務地義務を課すしくみや、現行の診療所との連携で設置基準緩和ができるような検討を国に求めていきます。

○医師の確保

・2010年10月に発表された全国の勤務医師不足調査では全国8700施設の16万7000人に対し16000人の不足であり、十分な診療体制には更に6000人が必要とされている。医師不足は以前ほど報道されなくなったものの、医師不足が無くなったわけではありません。東京都は8%の医師増加で必要数は満たされるものの、他県では更なる増加をせねば満たされません。結果、他県との確保競争や報酬の高額化が進むでしょう。

- ・医師奨学金を拡充します。

都は現在小児科や産科、へき地医療などに3年以上従事した場合に返還免除とする奨学金を実施しています。現在の医師不足に鑑み、この対象者を増やしていきます。高額な学費負担ができなくとも、医師の仕事に情熱を持つ多様な人材を確保するために、さらなる拡充を検討します。

- ・女性医師の就業継続を支援します。

医師不足が顕著と言われている小児科、産科、麻酔科の医師のうち39歳未満の女性医師は、全国で約4割～5割であり、専門医としての修行期間でもある20代から30代にかけて、結婚・出産・子育てにより退職してしまうと、医師不足がより深刻となるおそれがあります。一度退職してしまうと復帰も困難となることから、子育て中の短時間勤務や研究職への配置換えなど、医師として働き続けられる両立支援策が必要。中でも保育所の不足は深刻であり、医師向けの保育所への支援や院内保育所の整備促進、保育手当補助など即効性のある支援策を実施します。

○看護師不足対策

- ・短時間勤務など働き方を見直します。(眠っている資格者の復帰支援)

都立病院における看護師の男女比率は女性93%、男性7%であり、多くの病院は、女性の従事者が中心です。看護師は、夜勤があるなど勤務時間が不規則で、子育てや家庭との両立に困難をきたし続けられない、短時間なら復帰したいが正規職員としては働けないといった課題があります。短時間正職員制度導入など女性が働き続けられるよう取り組む病院への支援を拡充します。

また、一度離職した看護師への復職支援研修については、延長も含めて必要な期間を検討するとともに、勤務先によっても異なる専門性に対応した研修についても支援します。

- ・看護師の専門性強化、定着支援に取り組みます。

医療の高度専門化、医療安全対策の強化、患者の権利意識向上にともない、看護師に求められるスキルも複雑高度化しています。新卒看護師の離職率の高さも指摘されており、看護教育の年限延長も含め、医療の進歩に見合った専門教育機会の確保や処遇改善を確保するとともに、医療を取り扱うことのできるナース・プラクティショナーを導入します。また、男性看護師の参入をより一層進めるよう取り組みます。

○全国最悪のがん死亡率の改善

- ・国においては、国立大学法人・医療機構等による共同での臨床研究体制構築が実現

しました。また、子宮頸がんワクチンは、東京都包括補助制度により区市町村を支援することとなり予算がつきました。また、国においても、子宮頸がんワクチンの助成と検診実施について検討が進んでいます。今後は、都包括補助制度のあり方について検討し、すべての都民が必要な制度を利用できるようにしていきます。

- ・がん対策推進計画の改定が行われ、検診受診率の目標値は引き続き50%とされました。今後も、全がんの死亡率を低下させるため、早期発見、早期治療体制を確立させます。
- ・受診率向上への取り組み
受診率向上にエビデンスがあるとされる検診への助成と受診勧奨を強化していきます。特に、若い世代では忙しい、めんどくさいなどの理由で検診を受けない人が多いため、検診の必要性・有効性の普及啓発・広報を強化します。あわせて、検診を受けられる時間帯や曜日についても、働き盛り、子育て世代に配慮して、平日夕方や土日実施、託児サービス提供などより多くの方が受けやすい体制づくりをすすめます。中小企業での職場検診実施を増やすため取り組みます。あわせて、検診の対象者のリストに沿って自治体が受診の案内をきっちりと行き、受診していない人に対しては再度通知して受診を促す「コール・リコールシステム」の導入を検討します。
- ・がん手帳（東京都医療連携手帳）を適切に運用し、地域医療機関と拠点病院そして当事者間での治療情報の共有、治療の見通しなどがわかる、ていねいな説明が行われるようにします。
- ・精度の高い地域がん登録を実施して、がん対策を充実させます。
- ・女性特有のがん（乳がん・子宮がんなど）への取り組みとして、検診受診率向上に取り組みます。術後ケアへの支援（形成）についても検討します。
- ・不足している在宅医療、在宅緩和ケア提供体制整備についても積極的に支援します。
- ・がん医療を行うすべての病院に、緩和ケアの知識をもった医師がいて、治療の初期段階から、苦痛を軽減・管理し、よりよい療養生活が送れるようにするため、人材育成を行います。
- ・緩和ケアを推進するため、都民への知識普及をはかります。
- ・在宅やグループホーム等でも、緩和ケアが受けられ、家族や親しい人のそばで療養生活が送れるよう、がん拠点病院を中心とし、地域医療機関や診療所等がしっかりと連携した、地域ごとの緩和ケア提供体制をつくります。

○糖尿病対策の充実と健康づくり支援

- ・食生活の改善に取り組みます。
糖尿病対策として栄養士会等に、管理栄養士・栄養士の人材バンク（東京栄養ケア・ステーション）を活用し、メタボリックシンドローム対策等も含めて、都民の皆さんの食生活を改善します。
- ・健康な歯と口内を保ち、健康づくりを進めるため、かかりつけ歯科医を持つこと、8020運動の推進支援、子どものときからの歯周病予防や検診実施に向けて取り

組みます。

- ・栄養過多による内臓脂肪蓄積で発症する人の増加もあって、糖尿病患者は、都民で約2万人と推計されています（厚生労働省「患者調査」（平成23年））。三大合併症といわれる、糖尿病神経障害、糖尿病網膜症、糖尿病腎症になると、生活への影響も大きく、人工透析が必要になる原因の一位は糖尿病で、糖尿病による失明者は全国で年間3,000人といわれています。治療の中断、症状の放置をなくすため、自覚症状の少ない糖尿病の早期治療・継続治療を支援するかかりつけ医制度を推進します。
- ・糖尿病予防には、肥満解消、食生活の改善、適度な運動、お酒の飲み過ぎ・たばこの吸いすぎに注意する、ストレスをためないなど、生活改善が重要。生活改革応援団を作り、都民の健康作りを支援します。
- ・高齢になるほど死亡原因に占める肺炎の割合が高くなり、インフルエンザなどをきっかけとして肺炎を発症するケースが多いといわれています。効果が高いと言われるインフルエンザの予防接種と肺炎球菌ワクチンを併用した接種についても助成対象とします。

○新型インフルエンザ対策の万全な実施

- ・日中韓を中心に、東アジア全体で新型インフルエンザに対応できる体制をつくりま
- す。
- ・さらにタミフル・リレンザの備蓄を増強するとともに、病院が診療を続けられるよう、医療関係者や家族の予防服用も含めた薬の確保、防護服の十分な備蓄を進めます。（平成22年度までに、タミフル・リレンザは、それぞれ都民の人口1200万人の30%分ずつ、あわせて約60%となる約770万人分を備蓄しています。）
- ・都内医療施設での新型インフルエンザ対応策を進めます。特に免疫力の低下した他の入院患者への感染拡大を防ぐため、発熱外来の施設整備を進めます。また、強毒性の新型インフルエンザ発生に備えて、引き続き十分な医療体制整備を進めます。
- ・都民生活に不可欠な社会活動が維持されるよう、都庁と区市町村役所の業務継続体制構築とともに、民間企業と公共交通機関の新型インフルエンザ対応のBCP策定と業務継続支援を進めます。さらに、実践的な訓練を実施して、混乱を来さないよう備えます。
- ・2009年の市区町村の新型インフルエンザ対応の経験を活かすためにも、災害マニュアルの中に感染症対策をしっかりと加えるとともに、ワクチンや治療薬の備蓄・流通情報や医療機関空床を東京都と各市区町村が密に連絡をとるネットワークを構築して住民パニックを回避できるようにする。《都&市区町村》

○安心の小児医療の実現

- ・小児医療体制を拡充します。（土曜・休日・夜間の小児科診療）
身近な地域に、休日や夜間に診療する医療機関がないため、二次救急に軽症患者が溢れ、医師が疲弊し、救急医療が崩壊の危機に瀕しています。また、本来の役割である重症患者への対応が遅れる事態も起きかねません。

子どもの発熱などは、元来夜間が多いことに加え、共働きや核家族が増えるなど、家庭の状況が変化していることに対応して、休日・夜間の小児診療を充実させることが必要。休日・夜間に土曜日も含めて都の支援対象とすることで、切れ目のない小児医療支援へと拡充します。

- ・地域の新規の産科・小児科の開設の環境を作り、地域医療を整備しなければ、益々救急病院に患者が殺到し、病院や勤務医・看護師の疲弊が広がってしまいます。産科・小児科など地域で不足する医療機能については、病床規制の例外を活用して積極的な整備を支援します。

- ・東京小児ER（子ども救命センター）

小児の重篤患者を迅速に受け入れ、救命措置を速やかに行う小児医療施設の整備、小児救命の搬送体制が実現しました。また、特に小さな子どもは容態が急変しやすいために重要な小児トリアージができる人材育成・配置補助などへの支援も実現しました。今後も、高度医療（二次・三次救急医療機関）への初期救急機能併設や連携強化で、重症者を迅速に診る、常時受け入れ可能な小児救急医療制度を目指します。

- ・小児救急相談電話#8000

現在、平日は午後5時から午後10時まで、土日や祝日は午前9時から午後5時の受付ですが、病院に行くべきか迷っても対処法がわからないなどのニーズが、より多く見込まれる時間帯にも拡大します。

○子どもが健やかに育つために（子どもとの相互参照）

- ・発達障害支援

発達障害は、早期に本人と保護者が障害に気づき、適切な支援を受けることで、多くの問題が緩和されるため、そのための早期発見・相談・支援体制を構築します。

- ・小児の難病、がん患者、家族支援

- ・予防接種を充実させます。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種化を実現し、その他の重要なワクチンについても定期接種化への方向付けをしました。今後も国に対して定期接種の拡大や新ワクチンの承認促進を働きかけ、接種を希望する人が地域間や経済的格差がなく受けることができるように求めていくとともに、副反応対策の強化や適切な情報収集・提供体制の構築などに取り組みます。

- ・養育困難家庭への支援

マタニティブルー、産後うつが固定化してうつ病となる母親が現在増えています。乳幼児の養育が必要な大変な時期にうつ状態が続き、意図しない虐待・育児放棄のような状況が発生しています。精神疾患に対応可能な医師、保健師、看護師、精神保健福祉士の連携を軸に、児童相談所、区市の子ども家庭支援センター、さらには同センターが委託する養育支援の事業者において養育困難家庭への迅速な支援、児童保護手法だけにこだわらない救済計画の作成及びその人材確保を行いつつ、親の療養を促し、健全な療育環境への回帰を支援します。

○精神医療の地域システムの構築

- ・既に都内の身体及び知的障害者の合計数と同レベルの精神障害者数となっており、地域の精神医療体制の整備が急がれます。現在、国レベルと東京都による「待ちの姿勢」ではない未受診者支援の専門家自宅訪問型チーム「アウトリーチ」システムが試行されています。アウトリーチ試行実施を継続しつつ精神保健医療福祉審議会が発表した答申に基づき東京都は新規事業を展開していきます。
- ・病院からの退院促進支援事業を進めつつ過去の日本では整備が不十分のままであった精神患者への地域生活支援事業（地域生活支援センターやデイサービス、授産所、作業所、ホームヘルプサービス、訪問看護サービス）の整備が急がれるとともに、自立支援法に代わる新法によって障害者支援サービスの事業評価が国に望まれる。
- ・統合失調症が10歳代後半～30歳代前半に発症することは古くから言われている。また、ひきこもりの3分の1はうつ病を中心とした精神疾患と言われている。精神疾患の早期発見、早期治療が生涯を疾患に侵害されないためにも学校教育で、特に東京都で推奨できる都立高校で積極的に進めるべきである。
- ・100人に1人の発症率と言われる精神疾患に企業や行政体では早期に健康診断体制の他、職場復帰プログラムが求められている。特に東京都の教育庁の教職員の精神疾患発病は大きな課題である。早期にこの企業体等に推奨できる復帰プログラムを普及させる研究を東京都の医学研究機構等で進め、活用すべきである。
- ・保健所を持たない市町村では精神保健のスキルを市職員が維持向上させるのは苦労が多い。引き続き研修指導を精力的に行い、適格な対応ができるよう支援をしていく。《都&市区町村》

○難病患者支援

- ・現行の難病指定制度では、現在のような医療技術の発達による新規疾患の大量発見に対して認定が追いつかないとともに、対象疾患が増えすぎてしまい支援の財源確保に限界が出てきました。現代でも都民・国民の理解ができる難病指定の基準や手続きを公表するとともに、基準の在り方を現代向けに明確化します。
- ・難病指定に至らずとも、難病発症によって自立生活に必要なADLが保てなくなってしまった患者の為に介護保険または自立支援法なみの生活・身体支援ができる仕組みを整備していきます。
- ・難病指定を待たずして生存を左右するような高額な治療費について、高額療養費還付制度の基準改定（がん治療薬の長期処方が禁止されているため、3カ月以上処方薬の負担半減の制度が使えないなど）や、特定薬剤の認証などについて疾患、治療別に重要性和負担割合、効果を算定して推奨治療方法を絞り込み、支援を検討します。
- ・東京都大気汚染医療費助成制度については、制度の継続を国に対して働きかけるとともに、ぜん息に罹らない、発作を起こさないための総合的な支援をさらに充実していきます。

V 人が生き生き働ける活力あふれる東京（雇用・産業）

①ビジョン

アジア有数の国際都市で、日本の首都である東京が、集積のメリットと国内外のニーズを踏まえて、成長産業の育成・発展や創業を後押しします。中小企業の活性化に取り組みます。

また、企業の求人情報や職業体験・訓練の場を増やして提供し、雇用を確保します。「働く者」「生活者」などの立場から、働きやすい環境づくりや企業の理解を進め、誰もが安心して働き、企業も発展する、活力あふれる東京を実現していきます。

②考え方・現状認識

国や都の成長戦略を踏まえて、積極的に施策を展開していきます。具体的には、東京の特性である、環境・エネルギー、健康、IT、観光、防災・危機管理、アニメコンテンツなどの成長産業分野において、集中的に振興・ベンチャー育成に取り組んでいきます。

また、都心の各エリアを特色ある業務統括・研究開発拠点に進化させる「アジアヘッドクォーター特区」の構築に向けて、あらゆる業種の外国企業を誘致するとともに、他の総合特区などとの協力体制を築き、中小企業の活性化を促します。

さらに、羽田空港の更なる国際化や京浜港の競争力強化、鉄道の利便性向上、幹線道路の建設など東京の産業基盤の強化・機能更新に取り組むとともに、公平・公正な競争環境を整備していきます。

これらの取り組みとともに、都内中小企業には、異業種間の連携支援や知的財産の保護と活用の促進、金融支援や技術支援などを行い、都内経済の振興を図っていきます。

農林水産業は、6次産業化を進め、「東京ブランド」化を促進していきます。

都内産業の活性化により、雇用を増やすとともに、NPOや社会的企業家などの活動も支援して、多様な雇用の場を確保します。職業体験・訓練の拡充や居住支援など総合的な対策を講じていきます。

また、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の考え方の普及と実現にも取り組み、「働く者」「生活者」などの立場から、誰もが安心して希望を持って働くことができるより良い社会を実現していきます。

③施策

○成長産業の支援・育成、地域産業の振興

- ・都心の丸の内・日本橋・六本木、品川、新宿、渋谷、湾岸地域、羽田空港跡地などの各エリアを特色ある業務統括・研究開発拠点に進化させる「アジアヘッドクォーター特区」の構築に向けて、あらゆる業種の外国企業を誘致し、海外からの投資を呼び込みます。

- ・「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」などとの医工連携といった協力体制を構築して、都内中小企業の活性化を促します。
- ・羽田空港跡地における地域の活性化と国際競争力の向上につなげる交流拠点の形成を支援します。
- ・多摩地域の輸送用機械や情報通信・電気機械器具、電子部品などの製造業の集積を活かし、新製品・新技術開発や販路拡大などの経営成果をもたらすような異業種企業や産学公金の連携による取り組みをより促進します。連携推進には、外部のコーディネーターの役割が大きいいため、その育成や共同研究・開発などへの助成を行います。多摩シリコンバレー構想の実現に向けて取り組みます。
- ・東京の特性である、環境・エネルギー、健康・医療、IT、3D生産技術などITを活用したものづくり、観光、防災・危機管理、コンテンツ、航空機、ロボット産業などの成長産業分野において、集中的に振興・中小企業の参入・ベンチャー育成に取り組み、競争力を強化します。成長産業の育成を見据えた、金融支援を戦略的に展開します。
- ・ゲームやアニメ、マンガ、映画、テレビドラマなどのポップ・カルチャーを推進するコンテンツやファッションなど日本の情報発信・ものづくり産業が集積している特性を踏まえ、国内外に発信、展開を推進する政策を行います。東京国際映画祭やショートショートフィルムフェスティバル&アジアなどの積極的な活用を進めます。コンテンツを活用したビジネス・海外展開を支援します。
- ・「アジアヘッドクォーター特区」に指定された臨海副都心のまちづくりは、就業・居住人口を増加させ、活力ある都市に成長させます。東京ビッグサイトを拡張して展示会の積極的誘致を推進するなどMICE機能国際観光拠点化に向けた取り組みを強化します。また、都立美術館や博物館などのレセプション利用を進めます。
- ・ベンチャー企業の創業・育成のため、ベンチャーファンドによる資推進やインキュベーション施設の要件緩和、事業計画の作成支援、展示会出展・販路開拓支援、税の減免検討など連動した支援をしていきます。
- ・NPOや社会的企業家などによる起業を促すとともに、中小企業が社会的責任（CSR＝最低賃金法など労働条件確保やグリーン調達、地域貢献など）に取り組みやすい環境を整備します。
- ・国際的な水環境問題に対応するため、海外上下水道インフラ整備プロジェクトの推進や人材交流などの強化を行い、世界各国の水道・下水道事業の発展に貢献します。
- ・英字日本観光サイトなどの最新情報を基に外国人旅行客が国内各地を訪れていることから、日本のゲートウェイである東京と地方都市の観光連携や、江戸前の食文化・伝統工芸など外国人が求める日本文化の情報発信（クールジャパン）、外国人留学生の活用など、東京、日本を再び訪れたいと考えるような外国人旅行客の受入体制を整備して、インバウンド観光の強力推進に取り組みます。
- ・常時外国語での対応が可能でWi-Fi環境にあるなど訪日外国人が利用する外国人観光案内所を増やすなど観光環境を整え、その質の向上を図っていきます。
- ・24時間、海外の大型クルーズ船が寄港できるように東京港内のふ頭整備を行います。
- ・文化芸能・伝統工芸や歴史的建造物を活かした観光まちづくり、多摩地域の観光資

源の発掘・活用や板橋区や大田区などで取り組む地場産業を見学するものづくり観光、東京の島しょ間の連携を図る観光事業、世界自然遺産である小笠原諸島や御蔵島などの自然保護と両立したエコツーリズムなど、東京を楽しむ様々な観光資源を発掘・活用します。

- ・規制緩和により、国際会議や展示会の会場と羽田空港を結ぶ水上バスの運行を実現します。
- ・隅田川や東京スカイツリー周辺の墨田・江東内部河川、東京湾での新たな水上バス路線を開拓するとともに、ディズニーランド等への航路開設に取り組みます。
- ・パスポートを区市町村の窓口で発給できるよう関係機関と協議していきます。
- ・農林水産業の6次産業化を進め、「東京ブランド」化を促進していきます。
- ・都内農業の経営安定を図るため、やる気のある経営者に専門家派遣を行い、経営支援策の充実を図ります。相続税の軽減などを国に対して働きかけるなど都市農地の保全に取り組みます。新規就農者への支援や遊休農地の利活用促進を図ります。
- ・都民の食の安全・安心の確保を推進します。トウキョウ食材を利用した学校給食の普及拡大を図るなど、地産地消を推進し、都市農業と都民をつなぎます。
- ・農地や森林における有害鳥獣対策を強化します
- ・東京の森林の再生に向けて、森林の間伐や林道の整備などを進めるとともに、林業の集約化に向けた取り組みを行います。多摩産材の利用拡大に向け、自治体への木材利用方針策定を促して公共利用を推進するとともに、流通加工施設の整備や製材業者等への支援など、供給体制の整備を進めます。
- ・多摩地域に適した無花粉スギの研究開発を進めるとともに、既に開発配布されている無花粉スギの東京への普及など、花粉症対策を推進します。
- ・水産業の振興を図るため、伊豆諸島産キンメダイや奥多摩やまめなど「東京ブランド」の定着化やファストフィッシュといった加工品開発、漁業経営の安定、栽培漁業の推進など資源管理・回復、漁業基盤の確立、後継者育成を推進します。
- ・沖ノ鳥島での漁業操業支援対策を引き続き実施します。将来有望視されている沖ノ鳥島や南鳥島周辺の海底資源の開発について、都として調査・検討します。
- ・築地市場の豊洲移転については、汚染土壌が無害化され、都民に安全宣言できるような状態での開場となるよう厳しくチェックしていきます。また、築地地区に鮮魚マーケットと言える「食文化」の継承拠点をつくります。

○中小企業対策の充実

- ・国が閣議決定した「中小企業憲章」を踏まえつつ、自治体の責務や企業の努力義務、金融機関が中小企業の経営向上に配慮し、都の中小企業振興施策に協力するよう求めることなどを明確化した「中小企業振興基本条例」の制定を検討します。東京の経営基盤である中小企業の活力を引き出すため、中小企業対策予算を拡充します。
- ・中小企業金融円滑化法終了を踏まえ、将来性ある中小企業の経営改善に向けた金融支援の拡充から、専門家派遣、経営改善計画策定・実行支援、きめ細かな事業再生支援まで、幅広い中小企業支援策を推進します。

- ・社会ニーズに対応した成長分野の先端研究や技術支援、試験機材の充実によって企業の研究、新製品開発を後押しします。
- ・小規模事業者が行う設備投資への支援を検討します。
- ・企業の事業承継とともに、各業界の技術・技能継承を支援します。
- ・展示会など出展支援事業の拡充と申請要件の緩和、ビジネスマッチングなどにおける中小企業団体への助成を行うなど、中小企業の販路開拓を後押しします。
- ・海外貿易・展示会情報を積極的に収集提供するとともに、出展支援事業の拡大、企業グループでの進出、進出後のサポート態勢の強化など海外販路開拓支援を充実します。中小企業の知財戦略における多様な相談への対応や専門人材の育成、外国での申請・特許侵害などの助成率の拡充など、中小企業の知的財産の保護と活用を促進していきます。また、日本の製品や技術の国際的な規格標準化に向けた取り組みを進めます。
- ・多摩地域において大規模事業所の撤退が多発していることから、市区町村と連携してものづくり産業の空洞化対策に積極的に取り組むとともに、圏央道整備を良い機会として進出企業の誘致と集積に取り組み、多摩シリコンバレー構想の実現を目指します。
- ・東京の高度防災都市化のため、震災などのリスクに対応できるよう中小企業のBCP策定支援事業を強化するとともに、製造業への耐震工事や省エネ設備導入に対する助成制度を拡充します。
- ・消費税引き上げに伴う価格転嫁対策や取引上の様々な苦情や紛争といった監視機能の強化のため、下請センター東京、多摩支援室の相談・解決機能を強化し、公平・公正な環境づくりに取り組めます。
- ・商店街の振興を図るために、区市町村とも連携したまちづくりやイベントへの支援強化、環境整備など施策の拡充を図るとともに、後継者や人材育成に向け、積極的に取り組めます。買い物弱者支援を引き続き行います。
- ・新銀行東京については、既に再建計画は終わっており、事業譲渡や株式の売却などを含め、早期に撤退します。

○東京の産業基盤の整備

- ・2014年の羽田空港の発着枠増加による更なる国際化、京浜港の競争力強化に加え、幹線道路網のさらなる充実で、陸・海・空における広域的な交通・物流ネットワークを構築していきます。
- ・京浜港の総合港湾としての国際競争力を強化し、使いやすい港づくりをするために、広域連携事業をさらに推進するとともに、港湾施設の機能高度化や物流システムの整備、ゲートオープンの時間拡大等を進め、東京港の24時間オープン化を目指します。また、コンテナ船の大型化などに対応できるよう、中央防波堤外側など外貿ふ頭の整備を積極的に進めます。
- ・物流インフラの機能向上と物流ボトルネックの解消を図るため、東京港臨海道路南北線の早期事業化など、道路ネットワークの整備を推進します。あわせて、アジア主要国間、米国・中国間において利用が拡大し、国内でも実現している45フィートコンテナ輸送に取り組めます。
- ・首都直下地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最小限とするため、羽田

空港や京浜港における防災対策を進め、国際物流機能を確保し、空港・港湾の早期供用開始を目指します。

- ・トラック輸送と大量に輸送できる鉄道、海運の連携により、モーダルシフトの推進を図り、物流における環境負荷の低減やコストダウン、時間短縮を図ります。
- ・米軍横田基地の軍民共用化に向けて、積極的に取り組みます。
- ・羽田空港の国際化・24時間化推進による利用状況の推移を踏まえ、都営地下鉄をはじめとする公共交通機関の空港アクセスの充実を進めます。
- ・東京港の環境改善のため、海の森公園の緑化を進めて、「風の道」をつくるとともに、水質改善に取り組みます。また、新海面処分場の整備と延命化に取り組みます。
- ・都営地下鉄と東京メトロのサービス一元化（乗り継ぎ割引制度の拡大やバスと地下鉄の乗り継ぎ料金創設、都区内均一料金など）を進めます。
- ・ゾーン運賃制等の導入と合わせ、休日や平日昼間のシルバー半額料金パスや夏休みなど長期休暇中の子どもフリーパスなども提案します。シルバーパスのIC化や多摩モノレール等への対象拡大についても検討します。

○安心して働き続けることができる雇用・就業環境の整備

- ・雇用維持や雇用創出・再就職支援、セーフティネット・生活支援の就業対策の充実に向けて、国や都内自治体などと連携を強化し、雇用対策に取り組みます。
- ・東京の特性である、環境・エネルギー、健康、IT、観光、防災・危機管理、コンテンツなどの成長産業分野において、集中的に振興・ベンチャー育成に取り組み、雇用を創出します。
- ・企業に対して都の雇用施策への協力や非正規社員含めた賃上げなど労働環境の向上にむけた要請を行います。
- ・仕事や老後に不安を持つ若年者が増えています。若者の雇用におけるミスマッチと、中小企業における雇用就業の課題「若年労働力の確保」の解消を改善するため、中小企業や大学、ハローワーク、民間職業紹介会社と連携し、就労体験による正規雇用化支援策の拡大強化、中小企業の魅力発信事業の強化など就職サポート対策の拡充と、企業における若年者の人材定着を図っていきます。
- ・高年齢化が進むフリーターの正規雇用化を支援します。特に、バブル崩壊や世界金融危機後の就職氷河期に就職できずニートやフリーターになっている世代に対して、格差是正に向けて、集中的に支援していきます。（後段＝仙）
- ・NPOなど民間団体と連携しながら、若者による若者の就業支援策を充実します。
- ・社会性や勤労観など様々なことを学ぶことができる中学生の職場体験を引き続き実施するために、経済界・産業界とも連携しながら、受け入れ事業所の拡充などに取り組んでいきます。
- ・都立の工業高校・産業高校及び高等専門学校（高専）の生徒・学生が企業で実践的な技術・技能を学習するインターンシップ制度の拡充を図ります。アルバイトとインターンを組み合わせた有給型の「バイターン」の導入も検討します。
- ・商工団体や商店会などと連携して、高校生の時期から自立心や未来への展望、チ

チャレンジ精神などの起業家マインドを育み、地域の活性化や産業振興などに寄与する人材を育てる取り組みを検討します。

- ・若年者から高齢者、障がい者まで都民の職業能力開発への支援と都内産業を支える人材育成のため、職業訓練の定員規模の拡大や企業が求める人材に合わせた新たな科目の創設、効果的な指導方法の検討、民間における職業訓練支援の充実、就職に結び付ける支援の推進など、職業訓練の拡大・充実に努めるとともに働きながら学び、挑戦する人たちを応援します。グローバル人材である外国人留学生の確保・育成支援を行います。
- ・意欲と能力のある女性が、継続して働くことができる職場環境づくりを進めることやワーク・ライフ・バランスの推進、女性の積極登用を図る能力開発、再就職支援などの取り組みを推進します。行政における女性の管理職登用を進めることと、女性活用が進んでいない都の審議会などに女性の任用を促進します。
- ・中小企業・小規模事業者支援や若手への技術伝承など、労働意欲のある高齢者が持つ経験を活かす「働く場」、高齢者の豊富な知識と経験を活かす「生きがいの場」「活動の場」開拓を進めます。
- ・民主党は、シルバー人材センターでの請負作業中のけがに対する健康保険適用を実現しました。今後も高齢者が安心して働き続けられるような職場環境づくりを進めていきます。
- ・精神障がい者や発達障がい者に対する障がい者の職業訓練を拡充します。受入企業や地域、福祉、家庭、経済団体などと連携して、障がい者雇用制度の周知を図り、一般就労や継続雇用、定着の支援を推進します。法定雇用率2.0%の達成に向けて取り組みます。中小企業障害者雇用支援助成金制度を利用しやすいように見直します。
- ・都で知的障がい者を長期雇用するモデル事業を開始し、助け合いの東京に向けた取り組みを進めます。
- ・改正労働契約法や改正労働者派遣法など新たな労働権利を生かすため、法令遵守や雇用維持について企業や大学などに積極的に働きかけていきます。
- ・パート・アルバイト、派遣労働などの非正規労働者の雇用環境整備に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ります。また、同一価値労働・同一賃金に向けて取り組む企業への支援制度を創設するなど、取り組みを強化します。
- ・職場で精神的不調を訴える人や嫌がらせの相談が増えていることから、職場で働く人の心の健康（メンタルヘルス）を守るとともに、パワーハラスメントの予防、解決対策を進めます。都の良好な職場環境づくりのためパワハラ防止指針を策定します。
- ・非正規雇用で働く人たちの環境を改善するパートアドバイザーを増員します。
- ・東京都労働相談情報センターの支援体制を充実することによって賃金不払いや解雇、職場の嫌がらせなど労働相談を求める都民に対応していきます。
- ・次世代育成支援行動計画を実行する中小企業への支援を拡充します。
- ・仕事や家庭生活、地域活動、趣味などのバランスのとれた豊かな生活を送ること

ができる社会をつくるため、在宅勤務制度やフレックスタイム制、ボランティア
休暇、子どもの学校行事のための特別休暇などを企業が導入する、ワーク・ライ
フ・バランスの環境づくりを推進します。

VI 誰もが安全に安心して暮らせる東京（防災・防犯）

①ビジョン

「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の視点から、ハード面だけでなく、ソフト面の防災・防犯対策にさらに力を入れることで、ともに支え合い、対応力の高い東京の防災・防犯体制が構築されています。

②考え方・現状認識

防災対策では、木造住宅密集地域の不燃化が、未だ都政の重要課題ですが、これら問題は、すでに阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて解決されているべき問題との認識のもと、対象地域をさらに拡大し、かつ、事業の実効性を上げるために、税制や都市計画諸制度なども活用しながら、積極的に防災都市づくりに取り組んでいきます。

また、東日本大震災を踏まえ、帰宅困難者対策については、東京都が主体的な責任を果たしつつも、区市町村や民間事業者とも連携しながら、万全を期していきます。

この間、被災地でのボランティアの活躍はめざましく、また、ツイッターなどSNSを通じて、個人個人の防災情報の取得能力も格段に高まっています。一方で、町会や自治会などでも、新たに防犯対策や防災対策に取り組み始めており、さらに、平成23年10月1日に施行された「東京都暴力団排除条例」に見られるように、これまで行政だけが担ってきたような施策でさえ都民や事業者との連携のもと進めていこうという動きも見られます。

このように防災・防犯対応力を「民」のチカラでパワーアップし、「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場から、さらなる充実に取り組んでいきます。

③施策

○防災対策

- ・被災地支援として、現地の多様なニーズを把握しながら、任期付き職員の派遣をはじめ、県産品販売や観光支援、がれきの受け入れなど、引き続き、必要な支援に取り組んでいきます。また、都内避難者に対して、引き続き、雇用をはじめとした支援情報の提供や避難者交流会の支援に取り組んでいきます。
- ・東京都が平成24年11月に策定した「東京都地域防災計画」修正について、「女性」はもとより、「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の視点から、必要な修正を加えていきます。また、首都直下地震による膨大な被害を想定して、広域応急体制をシミュレートする対処要領を策定するとともに、陸海空からの応援を受け入れ、発災後72時間以内に都内被災者の保護を図るとした、広域応急体制を構築していきます。
- ・首都直下地震によって92万人も生じると試算される帰宅困難者に対応するために、

備蓄品の購入経費の補助や運営アドバイザーの派遣、通信手段の確保などに加えて、都市開発諸制度の活用や固定資産税の減免、さらには、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の実現に向けた働きかけなどによって、民間の一時滞在施設を確保していきます。また、帰宅困難者対策として、鉄道駅構内での保護推進や学校等での児童・生徒の安全確保策に取り組んでいきます。

- ・地域防災力向上のためにも、マンションの管理組合を含めて、意欲的な防災活動を行う団体への支援を進めるとともに、団体での取り組みを広く普及するなど、町会や自治会、消防団など既存組織に参加していない若者たちの参加促進に向けて取り組んでいきます。
- ・災害時において優先車両・施設に燃料の安定供給を行うための実践的な仕組みを構築することなどで、機動力を確保していきます。
- ・大地震をはじめ、火山噴火、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、全庁的な取り組み体制を構築していきます。また、国や隣接縣市、他府県などとの広域的な連携を強化するとともに、アジアの諸都市とも連携して防災対策を推進します。
- ・火炎旋風のメカニズム解明に向けて、研究を進めるとともに、避難場所・避難道路の検証・見直し、防災教育の充実など、必要な対策を講じていきます。
- ・都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害に対する対策を推進していきます。東京東部のゼロメートル地帯では、台風による高潮と地震とが前後して重なる複合災害のおそれがあり、都心部では、都市型水害と地震が重なる可能性が想定されるため、震災時の津波の検証や対策を見直していきます。
- ・津波対策については、大震災の教訓と新たな被害想定を受け、都民の安心・安全に資するため、河川堤防・海岸保全施設・下水道施設などの地震・津波対策や、高潮対策センターの二拠点化などを図っていくことと併せて、複合災害の想定と対策にも取り組んでいきます。
- ・島しょ地域の地震・津波対策については、災害時に避難や輸送の拠点としての役割が果たせる、災害に強い港湾・漁港整備を進めていきます。また、新たなハザードマップや周辺環境の点検を踏まえた避難施設や避難経路の確保、定期航路の不能に対応する対策などソフト・ハード両面からの地震津波対策を都や町村をはじめ、地域全体で取り組んでいきます。
- ・近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動態勢の強化を図るとともに、区市町村と連携して対応していきます。
- ・災害弱者支援強化としてGPSの活用等を検討していきます。
- ・暴力団対策及び国際化する犯罪等に対処するとともに、危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築をしていきます。
- ・富士山が噴火した際の対策として、道路での除灰作業での方針策定や収集した灰を排出する土砂場の確保、都民向けのマニュアルの作成など、想定外の事態が生じないように取り組んでいきます。
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に加えて、運河・水路・ヘリポートの整備をさらに推進し、災害時の物資輸送経路を確保します。

- ・地震・大雨などにより孤立する可能性がある山間部地域の防災対策を進めます。
- ・旧耐震基準で建築された住宅やマンションの耐震診断、必要に応じた耐震改修や建て替えを図るため、地域を限定せずに建築物全般への手厚い助成を行います。（特定緊急輸送道路沿道建築物については公共性が高いとして条例で診断を義務付け。補助による診断費用の実質ゼロ化、改修に加えて建て替えの費用補助）
- ・震災時に救助に時間がかかる恐れの高い、マンション高層階では自助の備えが不可欠です。防災住民組織の結成や地域防災組織への加入、備蓄倉庫の設置などへの支援を推進します。
- ・特に一棟で多くの生命を守り、近隣住民の避難経路閉塞リスクを低減することのできるマンションは、耐震化への取り組みを加速するため、年次ごとの目標や一層のインセンティブや規制緩和などを盛り込んだ総合計画としてマンション耐震化プログラム（仮）の策定に向けて取り組みます。
- ・木造住宅密集地域の不燃化・耐震化を進めるため、不燃化特区制度を推進します。
- ・住宅の耐震化、市街地のユニバーサル・デザイン化、省エネ化、クリーンエネルギーの導入などをあわせて実施することにより、木造住宅密集地域を「住まいを楽しむ」グリーン・ゾーンに生まれ変わらせます。
- ・低価格で安心な耐震改修を普及し、より多くの家がより速く耐震化できるようにします。
- ・耐震診断・改修実施者の積立による震災共済制度（耐震診断・改修への誘導策）を提案します。
- ・ライフラインや都市・公共施設などの耐震性強化100%に向けて取り組むとともに、例えば水道管の耐震継ぎ手設置促進など、早期復旧を可能とするものにしていきます。
- ・公営住宅の建てかえや耐震補強を進めます。
- ・公立学校だけでなく私立学校の耐震化促進を推進します。
- ・震災時、豪雨時における地下街の安心性を高めるため、避難経路の掲示やマニュアル整備、訓練を行うとともに、雨水貯留施設を整備して備えます。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透施設の設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路への浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進します。
- ・時間100mmを超える降雨でも浸水被害を防ぐ効果を発揮させるため、調節池の整備、河川間の相互融通を行い、局地的な集中豪雨に対応する広域調節池の整備、下水幹線やポンプ所や貯留施設の整備により河川の氾濫を防ぎます。
- ・地下街への雨水流入を防ぐため、雨水貯留管の設置を進めます。洪水情報を迅速に提供し避難誘導を強化します。

○安心して暮らせるまち・犯罪の起こりにくい安全なまち東京の実現

- ・インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪、トラブルから子どもを守るため、フィルタリングソフトの適切な利用など環境の改善やリテラシー・モラル教育

の充実を図るなど、行政・学校・保護者・事業者などが連携して青少年の健全育成を推進していきます。

- ・平成22年12月の青少年健全育成条例の改正による創作活動の萎縮に対する懸念や不安を払拭するためにも、①図書類の指定に際しては、作者が作品に表現した趣旨を十分汲み取り、慎重に運用していくこと、②青少年健全育成審議会における諮問図書の事前配布を含めて、図書類の検討時間を十分に確保すること、③審議過程を明らかにするためにも審議会は公開とすることなど、引き続き、適正な運用に努めていきます。
- ・非行など様々な悩みを抱える青少年に対して、国や区市町村、保護司、NPO、地域等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行っていきます。
- ・不法滞在外国人などによる犯罪を防止するために、不法就労防止や適正雇用の推進など、法務省や警視庁などと連携して取り組みを強化します。
- ・振り込め詐欺をはじめ、架空投資などの類似詐欺の被害防止に向けて、関係機関と連携しながら、普及啓発事業や取り締まりを強化します。また、犯罪多発地域での重点化を図るなど、身近な犯罪対策を推進します。
- ・平成23年10月1日の暴力団排除条例の施行を受け、暴力団排除に向けた気運を高めていくために、区市町村の対策支援など、警視庁等とも連携して、取り組みを強化します。
- ・安全・安心まちづくりの推進に向けて、地域における見守り活動への支援を進めます。また、繁華街や商店街に防犯カメラなどの整備を促進するとともに、防犯カメラの目的外使用の厳罰化を図るための検討します。
- ・性犯罪の防止のため、すでに韓国や米国などで導入されている性犯罪者へのGPS取り付け義務に関して、その効果を検証するとともに、被害者保護や性暴力を起こさせないための教育など、総合的な施策を展開していきます。
- ・子どもの安全対策として、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため、「地域安全マップ」づくりを引き続き推進していきます。また、子ども安全ボランティア活動の支援を行い、地域と学校の防犯ネットワークを強化します。
- ・ホームドア又はホーム柵、転落検知マット等の設置を推進し、ホームからの転落による事故を防止します。
- ・都営地下鉄の安全・安心を確保するため、他社との相互直通運転のため設置が進んでいない浅草線と新宿線へのホームドア整備検討を進めます。(雇用・産業から移動)
- ・硫化水素や大麻、脱法ハーブなど、一般社会に薬物に関わる犯罪や被害が広がっているため、有効な対策を検討し、実施します。

Ⅶ 東京の魅力と活力を高める（まちづくり）

①ビジョン

都民、事業者、NPO、行政など、様々な主体が積極的に参加する地域コミュニティを核とし、都市空間ストックが持つ伝統的な価値を継承し、質を高めることにより、環境負荷を軽減し、にぎわいと活力のある持続可能な都市づくりを進めます。

②考え方・現状認識

まちづくりは都民が主役。そこで生活する人々の視点や発想が欠ければよいまちにはなりません。また、メガロポリスとしての都市機能整備とコミュニティとしての生活都市形成の2つの視点が不可欠です。

東京が都市として目指すべきは、国際競争力の強化、首都圏物流拠点としての都市機能に必要な交通ネットワークの完成、生活者にとって暮らしやすい安全な、そしてにぎわいを創出する街づくり、日本独自の規律遵守の人間力に基づく都市運営、これらの要素を重ね合わせつつ、持続的に発展させていくことです。

そのためにも、都市空間の量的な拡大だけではなく、現存する空間を引き継ぎ、再構成、修復し、必要な機能を新たに付け加える都市づくりを進める必要があります。

これまでの機能主義的な都市づくりから、人間中心の都市に転換し、都市の構造を徒歩や自転車を中心とした圏域で生活サービスを受けられ、まちの中に緑多い快適な空間をつくっていくことが求められます。

都市機能を支えるための道路・水道・下水道などの都市インフラストラクチャーについては、その必要性について多面的に検討し、真に必要と判断されるものは迅速・着実に整備する必要があります。

③施策

○地域コミュニティを活性化します

- ・NPOなどによるまちづくりへの技術的・財政的支援や孤独死対策の推進、防災・防犯まちづくりなど、多分野にまたがる複合的な取り組みにより、地域における良好なコミュニティ形成を進めます。
- ・都営住宅の建て替えをはじめとする公的住宅の供給にあたっては、少子化・高齢化への対応も含めた、地域のコミュニティ・バランスへの配慮を行います。

○住まいと街の安全性を高め・住環境の整備を進めます

- ・スマートハウス→環境の章参照のこと

- ・木造住宅密集地域の不燃化・耐震化→防災の章参照のこと
- ・マンションの耐震化→防災の章参照のこと
- ・老朽化の著しいマンションや耐震性の低いマンションの建て替えを円滑にするため、合意要件や別敷地での建て替え、権利変換の仕組みづくりなど、区分所有法やマンション建替え円滑化法の改正に向けて取り組みます。
- ・賃貸住宅の礼金・更新料ゼロ運動の展開、中古住宅市場の新規ルールの確立など、公正な賃貸住宅市場を構築します。
- ・公営住宅入居者と民間賃貸住宅居住者との間の不公平の存在、コミュニティ・バランスの低下など、公営住宅の現行制度が抱える問題点の抜本的な解消を図ります。
- ・保証人がいない高齢者でも民間住宅が借りやすいあんしん居住制度の普及を促進するとともに、サービス付き高齢者等住宅住まいの整備を進めます。

○機能的で快適な交通を実現します

- ・都政における交通政策担当窓口を一元化し、交通政策の体系的な展開を図ります。
- ・都営地下鉄と東京メトロのサービス一元化（乗り継ぎ割引制度の拡大やバスと地下鉄の乗り継ぎ料金創設、都区内均一料金など）を進めます。
- ・ゾーン運賃制等の導入と合わせ、休日や平日昼間のシルバー半額料金パスや夏休みなど長期休暇中の子どもフリーパスなども提案します。シルバーパスのＩＣ化や多摩モノレール等への対象拡大についても検討します。
- ・通勤ラッシュ・渋滞を抜本的に改善し快適な移動を実現するため、鉄道の複々線化の推進によるラッシュ時間帯の列車増発や通過待ちの解消、踏切ゼロ化や道路ネットワークの整備による渋滞解消を進めます。不足する自動二輪車の駐車場整備を進めます。
- ・羽田空港の国際化を推進します。滑走路をさらに延伸し、長距離国際線の大型化を実現します。
- ・環状新交通等、東京の鉄道ネットワークの改善に向けて取り組みます。
- ・再開発などにあわせて、ゆとりのある歩道空間の創出、質の高い緑の配置などに取り組み、美しく快適な街づくりを進めます。
- ・首都高の高架を撤去し、日本橋や神田川などの水辺空間を活用したまちづくりを行うことを検討します。
- ・首都高速都心環状線については、三環状道路の整備、他の公共交通機関や自転車等へのシフトとあわせ、総合的な交通政策のもと、単純撤去案も含めて検討します。
- ・外かく環状道路をはじめとした三環状道路の整備を推進します。
- ・外かく環状道路の整備による自動車交通の円滑化や、他の幹線道路ネットワークの整備、ITS技術の活用などによって、環状7号線、環状8号線で極力車線を減らして、ゆとりのある歩行空間をつくり、大きな街路樹を植えて、緑のリングをつくります。
- ・運営主体や料金圏が異なることで生じている高速道路料金の割高感を解消し、三環状をはじめとする高速道路ネットワークの効率的な利用を促進するため、割引料金の設定、外側の環状道路料金をより低廉なものとするなど、首都圏の高速道路を一体的に捉えた料金設定なるよう取り組みます。
- ・道路や公共交通施設整備においては、ユニバーサルデザインを基本とします。

- ・未事業化の都市計画道路は、その必要性や実現性について見直すとともに、必要な都市計画道路については、着実な整備を進めます。
- ・自動車利用から自転車利用への転換を図ります。さらに、自転車専用レーンの整備を促進し、ネットワーク化を図るとともに、スマートフォンを通じた駐輪場位置情報の提供促進をはじめ、都の責任のもと、駐輪場の整備を促進していきます。
- ・自転車の自賠責保険加入の促進に取り組むとともに、ナンバープレート制の導入などについて、メリット・デメリットを明示し、都民の合意を図りながら、引き続き、検討を進めます。さらに、マナーやルールの啓発強化など、警察や区市町村と連携して自転車の安全な利用を促進します。
- ・ハイパススムーズ作戦など、高度道路情報システム＝ITSを活用した都内渋滞対策を推進するとともに、平成25年10月のITS世界会議の開催を踏まえて、開催都市にふさわしい事業展開を図ります。
- ・トラック輸送や鉄道利用、内航海運の連携により、モーダルシフトの推進を図り、環境負荷の低減、コストダウン、時間短縮を図ります。
- ・規制緩和により、国際会議や展示会の会場と羽田空港を結ぶ水上バスの運行を実現します。
- ・隅田川や江東内部河川、東京湾での新たな水上バス路線を開拓するとともに、ディズニールンド等への航路開設に取り組みます。
- ・交通渋滞対策のため鉄道の複々線地下化や高架化など、鉄道の踏切ゼロ化を推進します。
- ・外かく環状道路について、地域の声や環境面に十分に配慮し、インターチェンジのあり方、地上部分の取扱いなどを検討していきます。特に、地上部街路である外環ノ2については、計画の廃止も含めて検討します。
- ・羽田空港の国際化・24時間化推進による利用状況の推移を踏まえ、都営地下鉄をはじめとする公共交通機関の空港アクセスの充実を進めます。
- ・路上駐車禁止取締り規制について、定期的利用客の多い、主として生鮮食品などを扱う宅配事業者や、介護・福祉事業者、あるいは医療廃棄物の収集運搬事業者など、高齢者や障害者のライフラインの物流を支える営業用車両に対する規制緩和地域を拡充します。
- ・朝夕のラッシュ時のバス専用レーンにおけるタクシーの実車乗り入れ試行を行い、利用の改善を図ります。
- ・一般利用自動車に加えて、タクシーや宅配業者などの交通・運輸事業従事者にも利用しやすいトイレや駐車スペースなど、休息所の設置を推進します。
- ・荷さばき車両による道路渋滞の解消を進めるため、物流事業者に必要な不可欠な荷さばき場の設置を推進し、地域の生活環境やビジネス環境等を改善します。
- ・公共施設、駅周辺、大型店舗等への自動二輪車用駐車場・駐車スペースの設置を促進します。
- ・車いす利用者が通行できる歩道幅員を確保し、UD化を進めます。
- ・国が制定を目指している「交通基本法（仮称）」をベースに、公共交通の充実やユニ

バーサルデザイン化の推進などを盛り込んだ東京都独自の「交通基本条例（仮称）」の制定を目指します。

○魅力ある都市景観づくり

- ・都心環状線の撤去について、三環状道路や幹線道路完成後のシミュレーションも含めて再検討し、日本橋や神田川などの水辺空間再生に取り組みます。
- ・景観条例による大規模建築物の事前協議制度や屋外広告物条例の運用適正化など、都市計画行政・建築行政・景観行政の有機的連携を進め、魅力ある都市景観づくりを促進します。
- ・都市計画制度等の柔軟な活用による近代洋風建築の保存・復元、文化財庭園等の周辺の景観誘導、個人や民間事業者所有の都選定歴史的建造物の保存支援の強化、歴史的な建造物等に関する普及啓発と利活用の促進などにより、歴史や伝統を受け継ぐ都市空間の保全を図ります。
- ・良好な都市景観の創出、安全で安心な歩行空間の確保、都市防災機能の強化などの観点から、道路の新設・拡幅やシンボルロードの整備、道路修景などあらゆる機会をとらえ、電線管理者と協働しながら無電柱化を推進します。

○持続可能な都市づくり

- ・老朽インフラの維持管理・更新に向け、新しい手法であるPPPについて、都の財政状況やリスク負担、民間参入による経済の活性化の視点も併せて、その導入について、調査・検討していきます。
- ・住宅の耐震化、市街地のユニバーサル・デザイン化、省エネ化、クリーンエネルギーの導入などをあわせて実施することにより、木造住宅密集地域を「住まいを楽しむ」グリーン・ゾーンに生まれ変わらせます。
- ・最新データにもとづく水需要予測の見直しを速やかに実施し、八ッ場ダム事業の必要性について再度検証するとともに、その結果も踏まえ、水道料金の見直しについて検討します。また、八ッ場ダム事業については、必要性の有無にかかわらず、生活再建への支援を行います。
- ・ゲリラ豪雨対策のため、住宅や民間開発事業などでの雨水浸透施設の設置促進や道路の雨水ますの雨水浸透ますへの取り替え、道路への浸透性舗装や保水性舗装の積極的導入、緑化などにより、雨水の流出抑制を行い、保水力のある都市づくりを推進します。

Ⅷ すべての人が支え合い、豊かに生きる東京(共生)

①ビジョン

アジアの平和維持への貢献、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容力）の推進、スポーツ・文化都市東京の創造、コミュニティ再生などを通じて、互いの多様性を認め合いながら、全ての人に居場所と出番がある共生社会の東京をつくっていきます。

②考え方・現状認識

東京は敗戦と占領を乗り越え、都市を再度復興し、平和を享受できるまでになりました。この間、アメリカからの小笠原返還や中東戦争による石油ショック、冷戦後のグローバリゼーション、金融危機の波など様々な影響が、国際関係の中で東京に波及しています。アジアの大都市、日本の首都東京は、今後も自ら都市交流を行い、平和による繁栄の意義を発信、各都市と連携していくことが求められています。

また都市の成長と多様化が広がる中、東京では急速な少子高齢化が進行し、核家族や単独世帯・高齢単身世帯が増え^{**1}、多くの面で問題解決力が低下してきました。都民は自ら多様化の時代を生き抜く「人間力」を高めるとともに、地域コミュニティやNPOなどとのネットワークづくりによって子育て、防災、防犯などの「地域力」を高める必要があります。

社会構造の変化によって孤立に至るケースが顕在化し、在日外国人も年々増加するなど、多様な都民が暮らす東京で、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容力）を高めて公正な社会をつくり、また、スポーツや文化振興を進めて、「すべての人が支え合い、豊かに生きる東京」をつくっていきます。

③施策

○都市交流で平和の創設

1 東京都の一般世帯数は、平成7年から平成17年、そして今後も一貫して増加するのは単独世帯（188.8万世帯→244.4万世帯→283.6万世帯（平成37(2025)年予測））と夫婦のみの世帯（78.7万世帯→100.1万世帯→115.3万世帯（平成37(2025)年予測））となり、平成17年以降、減少傾向で推移するのはその他の親族世帯となります。一般世帯の総数に占める割合で見ると、最も多いのが単独世帯で平成17年の42.5%から平成37年は44.6%となります。また、世帯主の年齢が65歳以上の一般世帯数をみると、平成7年の87.1万世帯から平成17年には140.0万世帯、平成37年には213.6万世帯へと増加します。年齢が65歳以上の家族類型別世帯について、平成17年と平成37年を比較してみると、最も多く増加するのは単独世帯で、平成17年の49.8万世帯から平成37年の87.4万世帯へと75.3%増加します（『東京都世帯数の予測』（東京都。平成21年3月））

- ・都議会では、平成25年2月20日に「核兵器廃絶に関する決議」を採択し、国に対して「北朝鮮によるミサイル、核開発、拉致問題の解決に向けて、一層の外交努力」と「核兵器廃絶に向けて、先導的な役割を担っていく」ことを強く求めました。引き続き、核兵器開発や実験に反対し、平和のメッセージを発信していきます。
- ・都市外交においては、海外主要都市への東京事務所の設置を検討するなど、姉妹友好都市との交流をさらに進展させていきます。また、アジア大都市ネットワーク21での事業を通じて、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指して連携して取り組んでいきます。加えて、新たなアジア大都市のメンバーの拡充にも取り組んでいきます。
- ・アジア人材育成基金を活用して、首都大をはじめ都内学校での優秀な人材の受け入れ・育成を図り、東京の活性化と相互の文化交流を進めます。
- ・硫黄島や父島・母島、浅川地下工場跡など都内各所に点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継いでいきます。都内戦跡マップの作成も行います。

○市民活動によるコミュニティの再生

- ・NPO等の多様な主体による新しい公共型社会の実現に取り組みます。
NPOなど、様々な公共サービスを提供する多様な主体が自立した活動を行い、活躍できる社会基盤づくりを進めます。また、地域力を高める町会、自治会、自主防災組織、民間防犯団体などの地域コミュニティ組織や専門性の高い地域NPOなどの取り組みを引き続き支援します。
- ・市民活動への表彰制度を創設します。
まちづくりに貢献するなど社会的に評価された市民活動を市民活動表彰や活動助成金制度で支援します。
- ・東京ボランティア・市民活動センターへの支援を拡充します。
NPO活動支援を推進するため、東京ボランティア・市民活動センターへの支援を拡充します。また、NPOと地域コミュニティ組織などとの協働を進めるマッチング事業も行います。

○スポーツ・文化都市東京を創造し、地域の絆づくりと活性化を

- ・2020年オリンピック・パラリンピック招致を成功させます。
平成25年9月に開催都市が決定します。招致を成功させ、東日本大震災の被災地復興の加速、日本全体での経済効果や雇用創出、次世代を担う若者達に夢や希望を与えることなどを通じ、活力あふれる社会を生みだして、日本の復興を実現させます。また、開催都市決定直後から、子ども達を対象に（一定割合を被災地の子ども達から）ボランティアを募集し、教育的効果のあるボランティア育成プログラムを提供することで、子ども達に夢と希望を与えていきます。
- ・障害者スポーツを普及・推進します。
障害のある人が、地域でスポーツ活動に親しめ、障害のある人とない人が共にスポー

ツを楽しめる環境をつくります。また、障害者スポーツ選手の競技力向上の支援により、多くのトップアスリートを輩出していきます。

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
年齢や生活環境等に関わらず、誰もがスポーツに親しむ社会をつくるため、地域スポーツクラブの設立推進や、クラブの時間や曜日の設定工夫、託児サービスの導入など、誰もが参加しやすい環境を整えていきます。
- ・トップアスリートの活用で地域スポーツを充実させます。
トップアスリートを地域の指導者として迎える仕組みを構築し、トップアスリートの高い技術や人間的な魅力といった社会的財産を、地域や学校における活動に循環させていきます。
- ・スポーツツーリズムを推進します。
スポーツ団体や地域の観光協会、企業などと連携し、スポーツツーリズムを推進させ、地域のコミュニティ再生を図ります。
- ・アーツカウンシル（日本語訳：芸術評議会）の活用で、東京の多様な芸術・文化の魅力を創造・発信します。
平成24年、東京都は、日本で初めて本格的なアーツカウンシルを設置しました。アーツカウンシル等の積極的な推進を図り、民間における文化活動の支援、芸術文化の担い手などの人材育成などを通して、東京の文化都市としての魅力を高めていきます。そして、一人一人の日常生活の中に芸術・文化に触れあう機会を増やし、楽しさや感動、生きる喜びを与え、精神的なゆとりある平和で豊かな生活を送られる環境をつくります。また、文化施策と観光施策の連携で、観光振興にもつなげていきます。
- ・芸術・文化を活用した被災地支援を行います。
NPOとの連携などにより、東日本大震災で被災した東北3県に、芸術文化の提供を行い、被災地の復興支援を行っていきます。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック招致を実現させ、文化振興を進めます。
2020年の開催都市に決まった際には、オリンピックと並行し、東京の魅力を生かした多彩で大規模な文化芸術イベントを文化五輪として開催します。これにより、東京、日本の魅力を再発見し、都民や国民の自信や誇りにつなげるとともに、大会閉会後も継続して海外からの観光振興につなげていきます。

○人権侵害対策の展開

- ・犯罪被害者等基本条例の制定に向けて取り組みます。犯罪被害者に対する具体的な施策として、被害直後の緊急的な費用の貸付制度の創設、中長期的に被害者の住まいを安定的に確保できる方策の創設、精神科医等によるカウンセリング体制の充実、犯罪被害者等を支援している民間団体に対する活動場所や資金面での支援、ワンストップ支援センターの設置促進、施策を企画・実施する際における被害当事者や関係者の意見の把握・反映などについて、積極的に取り組んでいきます。
- ・性的マイノリティをはじめ、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、東京都人権施策推進指針を見直し、都民・NPO・企業、団体等と連携し、総合的な対策を講じていきます。

- ・児童ポルノ対策として、普及啓発事業の充実や被害者の救済策などを推進します。
- ・DV対策として被害者の保護や生活再建、被害の回復、再発防止策などの充実を図ります。
- ・障害者差別禁止を定める条例を制定します。
地域生活を進展させるなかで、地域で生じる軋轢に対処し、人間関係づくりを仲介する仕組みを作ります（調整機関の設置等）。
- ・増加する児童・高齢者虐待の対策として、早期発見や保護、心のケア、地域で見守る体制の構築などの充実を図ります。

○社会的包容力が高い（ソーシャル・インクルージョン）社会へ

- ・多様な都民にとって暮らしやすい、社会的包容力（ソーシャルインクルージョン）社会に向けた施策を推進します。
- ・外国語FM放送事業や広報紙、インターネット（自治体HPなど）、「専門家相談会」などを通じた、多言語による在日外国人向け行政・コミュニティー関係情報の提供を充実します。
- ・住民に身近な区市町村で病院や学校、行政サービスなどを多言語で提供するとともに、住民として知っておくべき基本的ルールなどについて、多言語や、やさしい日本語に置き換えたパンフレットや外国語版母子手帳などを作成します。また、日本語能力が不十分な住民を対象に、病院の受診や学校手続きなどに通訳派遣を行います。
- ・日本語支援が必要な在住外国人に対し、日常生活に必要なやさしい日本語指導・日本社会学習機会を提供します。
- ・児童の教育支援の環境整備を支援します。
- ・災害時における避難や救援物資情報を、多言語で提供したり、わかりやすいやさしい日本語での情報提供を行います。また、災害時に語学能力を活かして外国人支援を行う防災ボランティア制度を充実し、災害時の電話相談や、都から区市町村へのボランティア派遣が充分行われるようにします。また、区市町村でも地域住民のボランティア登録・派遣制度を実施し、避難所での生活や医療機関受診支援などが実施できるようにします。
- ・区市町村における留学生支援として、賃貸住宅入居の際の保証人制度を設けます。
- ・社会的包容力（ソーシャル・インクルージョン）の視点での住居対策などを検討します。

Ⅸ 地域特性を活かした多摩・島しょの振興(多摩・島しょ)

①ビジョン

区部に先行して人口減少を迎える多摩地域は、これまでの「成長・拡大」から「成熟・持続」へと基本認識を転換しつつも、環境スマートシティの実現をはじめ、魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された地域となるよう取り組んでいきます。

島しょ地域では、豊かな自然や海洋資源、固有の歴史・文化など、各島の特性を活かした「島じまん」を発信し、魅力ある島づくりに取り組んでいきます。

②考え方・現状認識

多摩地域は、都市化によって道路や公共交通網の整備、事務所の集積などが行われてきましたが、未だ、道路・交通などの都市インフラや産科・小児科を始めとした医療機能が不足しています。これらの区部との格差ともいえる課題を解消していくとともに、区部や近県との連携を強めていく必要があります。多摩は、貴重な財産である東京の森林・水辺空間の保全・維持し、人々が安らげる住環境の調和と更なる活用を行い、生活都市が織りなす自立都市圏となっていくことが求められています。

伊豆諸島・小笠原諸島からなる島しょ地域は、東京の南方に位置し、地域全体が国立公園に指定され自然環境に恵まれています。近年では、世界自然遺産に登録された小笠原諸島の観光振興や、東日本大震災の津波被害から島しょ地域の防災がとなりましたが、島しょ地域が連携した観光事業や農林水産業の6次産業化などによる地域振興を推進し、島の個性を活かした自立的発展が期待されています。

③施策

○多摩地域の振興

- ・多摩の振興を図るために、多摩ビジョンに盛り込まれた「環境スマートシティ」の実現に向けて、具体的な施策を展開していきます
- ・多摩地域における産業振興や交通基盤の整備などの総合的な事業を各区市町村に適切に情報提供するとともに、着実に実施していきます。また、多摩の魅力発信も積極的に進めていきます。
- ・市町村総合交付金については、交付金総額のさらなる増額を図るとともに、その配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を配慮して、取り組んでいきます。
- ・多摩地域の輸送用機械や情報通信・電気機械器具、電子部品などの製造業の集積を活かし、新製品・新技術開発や販路拡大などの経営成果をもたらすような異業種企業や産学公金の連携による取り組みをより促進します。連携推進には、外部のコーディネーターの役割が大きいいため、その育成や共同研究・開発などへの助成を行います。(再

掲)

- ・多摩地域において大規模事業所の撤退が多発していることから、市区町村と連携してものづくり産業の空洞化対策に積極的に取り組むとともに、圏央道整備を良い機会として進出企業の誘致と集積に取り組み、多摩シリコンバレー構想の実現を目指します。
- ・多摩地域の観光資源の発掘・活用などで観光振興を図ります。(再掲)
- ・農林水産業の6次産業化を進め、「東京ブランド」化を促進していきます。(再掲)
- ・都内農業の経営安定を図るため、やる気のある経営者に専門家派遣を行い、経営支援策の充実を図ります。相続税の軽減などを国に対して働きかけるなど都市農地の保全に取り組みます。新規就農者への支援や遊休農地の利活用促進を図ります。(再掲)
- ・都民の食の安全・安心の確保を推進します。トウキョウ食材を利用した学校給食の普及拡大を図るなど、地産地消を推進し、都市農業と都民をつなぎます。(再掲)
- ・農地や森林における有害鳥獣対策を強化します。(再掲)
- ・東京の森林の再生に向けて、森林の間伐や林道の整備などを進めるとともに、林業の集約化に向けた取り組みを行います。多摩産材の利用拡大に向けて、公共利用を促進するとともに、流通加工施設の整備や製材業者等への支援など、供給体制の整備を進めます。(再掲)
- ・多摩地域に適した無花粉スギの研究開発を進めるとともに、既に開発配布されている無花粉スギの東京への普及など、花粉症対策を推進します。(再掲)
- ・水産業の振興を図るため、奥多摩やまめなど「東京ブランド」の定着化を推進します。
- ・全国的にも高いリサイクル率を誇る多摩のゴミ減量・リサイクル事業を一層推進します。更に老朽化した焼却場の立て替えなどに積極的な支援を行います。
- ・住宅の建て替えや住民の高齢化など、多摩ニュータウンをはじめとした多摩地域における集合住宅の課題や都市更新への対応を行います。
- ・現在、区部の木造密集市街地の重点整備地域に限定されている昭和56年以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修制度の適用範囲を、区部のその他の地区とともに多摩地域にも拡大します。
- ・生物多様性の保全に向けた基本戦略を踏まえ、開発行為によって生態系に与える影響を最小限にするために、自然保護条例を改正するなど、多摩・島しょ地域での緑の質と量の確保に取り組んでいきます。
- ・多摩南北道路をはじめとする骨格幹線道路については、その必要性や実現性を踏まえた上で、重点的に整備を行います。特に、埼玉～多摩地域～神奈川間の南北の人の移動が増えていることから多摩地域における、南北道路などの交通インフラ整備を推進します。また、多摩都市モノレールについて、経営状況の推移などを見ながら、延伸に向けて検討します。
- ・職住の遠隔による多摩地域の鉄道路線の通勤通学ラッシュ対策を検討し、複々線化など乗客の負担軽減を図ります。
- ・横田基地の民間航空との共同運用は、周辺住民の生活の向上や地域経済の活性化など様々な課題の解決に取り組み、地元の理解と協力を求めながら進めていきます。
- ・横田基地の軍民共同運用にあわせ、空港へのアクセス、渋滞解消による環境負荷の軽減、立川防災基地の機能の向上のため、府中インターチェンジ～立川～横田～青梅イ

ンターチェンジを結ぶ、地下自動車道の整備を検討します。

- ・首都高から中央高速八王子料金所や東名高速町田まで、首都高料金で走行できるよう、料金体系の検討を行います。
- ・多摩地域の通過が計画されているリニアモーター鉄道については、地域に寄与するための方策を検討します。

○島しょ地域の振興

- ・利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島といった中小の離島ではADSL回線による通信網環境が整備されていますが、近年の大容量のデータ通信には対応できない状況となっています。中小離島の超高速ファイバー通信サービスに向けた取り組みを進めます。
- ・八丈島の地熱発電や三宅島の太陽光発電など、島しょ地域の再生可能エネルギー活用による町づくりを積極的に支援します。
- ・東京の島しょ間の連携を図る観光事業、世界自然遺産である小笠原諸島や御蔵島などの自然保護と両立したエコツーリズムなどで観光振興を図ります。(再掲)
- ・農林水産業の6次産業化を進め、「東京ブランド」化を促進していきます。(再掲)
- ・水産業の振興を図るため、伊豆諸島産キンメダイなど「東京ブランド」の定着化やファストフィッシュといった加工品開発、漁業経営の安定、栽培漁業の推進など資源管理・回復、漁業基盤の確立を推進します。(再掲)
- ・島民・観光客の視点に立った海空路の充実強化や、利島、御蔵島、青ヶ島など小離島における船の就航率向上への対策など、伊豆諸島の交通アクセスの改善を図ります。
- ・現状の島しょ貨物運賃補助の対象をガソリン等、燃油まで拡充し、島しょ地区の物価の安定・格差是正に取り組みます。
- ・火山とともに生きる、新たな島づくりを目指す三宅島村民の生活再建や産業振興対策を行います。また、オートバイレースに対する支援を引き続き実施します。
- ・生態系をおびやかす外来種持ち込みに対する監視を強化して、世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然保全対策を行います。
- ・小笠原諸島の航空路については、村民などの意見を反映し、自然環境との調和を図りつつ、航空路の開設に向けた検討を一層進めていきます。航路についても、新貨客船の就航など、より一層の利便性・快適性の向上を図ります。
- ・自然環境の宝庫である小笠原母島全島をエコミュージアムとし、その魅力を高めるとともに、入島に際してのマナーや観光のルールを徹底し、島の自然保護につなげる構想を検討します。
- ・硫黄島をはじめとする各島に点在する近代戦争遺跡や戦時体験・資料を保存・整備し、次世代に語り継いでいきます。戦跡マップの作成も行います。
- ・島しょ地域の地震・津波対策については、災害時に避難や輸送の拠点としての役割が果たせる、災害に強い港湾・漁港整備を進めていきます。また、新たなハザードマップや周辺環境の点検を踏まえた避難施設や避難経路の確保、定期航路の不能に対応する対策などソフト・ハード両面からの地震津波対策を都や町村をはじめ、地域全体で取り組んでいきます。(再掲)

- ・尖閣諸島については、具体的な実効支配を強化することが必要であるとの観点から、国に対して、引き続き、取締りの強化や避難港の整備、自衛隊の有効活用などを求めています。併せて、南鳥島近海のレアアース資源開発についても、率先して支援していきます。

X 新しい時代の「東京のかたち」を創ります（自治・議会）

①ビジョン

新しい時代の「東京のかたち」（地域主権の自治体、議会）を創ります。

②考え方、現状認識

民主党は、政権奪取後、地方分権改革に積極的に取り組み、ヒモ付き補助金の廃止や一括交付金の創設など取り組んできました。しかし、安倍政権では、地方分権改革に向けた取り組みが見られないばかりか、むしろ後退しています。また、総務省が進める税源偏在の是正策も、東京都にとって不利なものにならないよう注視していく必要があります。

地方分権改革は、民主党政権における、これまでの成果を踏まえ、着実に進めることが求められています。

民主党は、「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立ち、同時に未来への責任を果たすため、既得権や癒着の構造と闘う改革政党であるとの原点を忘れず、政治改革、行財政改革、地域主権改革、統治機構改革、規制改革など政治・社会の変革に取り組んでいきます。

③施策

○首都圏のメガロポリス化推進と東京の自治権の拡充

- ・九都県市首脳会議において、首都圏における共通課題に対して積極的な対応を図ります。医療や環境、港湾など共通する事項の統一条例化や、交通政策の総合的な展開、羽田や成田などの航空政策での連携に向け、広域連合設立への取り組みなどで首都圏のメガロポリス化を推進します。
- ・首都・大都市東京の特性を踏まえた新しい時代の「東京のかたち」を発信していきます。また、都内自治体の多様性を尊重した地域主権を推進します。
- ・国の出先機関の事務権限を地方に移管することで、二重行政のムダを解消するとともに、議会によるチェックや住民監査請求制度など仕組みがある地方自治体で、地域のニーズに合わせて効果的、効率的な事業を展開していきます。
- ・地方税の原則を歪め、都の課税自主権を侵害するなど、地域主権改革に逆行する法人事業税国税化の即時撤廃に向けて取り組んでいきます。また、法人事業税の分割基準の適正化など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置の廃止にも取り組んでいきます。
- ・地方税財政制度等の抜本的改革を通じた税財源移譲や税財政に関する意思決定の改善、国の「ひも付き補助金」の廃止、地方交付税制度の改善など、地域主権時代にふ

さわしい制度の実現に取り組み、自治体の財源の自由度を高めていきます。

- ・区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めるます。また、一部事務組合や広域行政圏協議会など、東京の広域行政を行う団体を支援することで、区市町村が自主的に合併を進め得る環境を整備していきます。
- ・都や区市町村は、町会連合会や町会・自治会、事業者、学校、NPOなどと連携し、地域コミュニティ（地域社会）の再生・強化を図る取り組みを積極的に支援します。

○行財政改革の推進による強い都政の実現

- ・4年ごと、退職するごとに支給されている都知事等の退職金は、廃止を前提に見直します。
- ・外郭団体・第三セクター改革のために、統廃合も含めて、団体の存在意義まで踏み込んだ抜本的な改革を進めていきます。また、外部有識者による評価委員会を設置し、経営改善度、入札制度など、都民の目線での改革を行っていきます。
- ・都幹部職員が外郭団体に再就職する場合は、妥当と判断した理由を含めて公表するなど、都職員の再就職を更に透明化し、チェック対策を構築していきます。また、都職員の民間企業も含めた再就職先情報を公開するなど、都職員の再就職や東京都の契約に関して、都民の誤解や疑念が生じないような仕組みを構築していきます。
- ・民営化や民間委託などの行政改革手法については、都民サービスの向上という視点を重視し、推進していきます。また、地方独立行政法人制度や市場化テスト、PFI制度などに関しても、同様の視点から不断の検証を行ってきます。さらに、指定管理者制度において、都の外郭団体が特定施設の特命を受けることに対して、その理由を明確にするなど、公平・公正な制度としていきます。
- ・事業評価などにより都政の無駄を排除するとともに、監査委員制度と外部監査制度を充実強化します。
- ・公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組みます。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図っていきます。
- ・すべての審議会や調査会などを、原則公開とし、都政の透明度を高めていきます。
- ・情報公開の閲覧手数料を廃止します。また、東京都は、営利目的による開示請求が多いことを理由に廃止に消極的ですが、建築計画概要書や食品営業許可台帳など、個人情報に配慮しながら情報公開することで、民間事業者によるビッグデータの活用に役立てていきます。
- ・公文書の管理について、長期保存文書の公文書館への引継ぎを徹底するとともに、人材教育や文書管理の範囲拡大などを明確に規定する公文書監理条例の制定に向け取り組んでいきます。また、利用者の利便性向上の観点から、所蔵資料のマイクロフィルム化や電子画像化を進めます。
- ・インターネット等を介したサイバー攻撃に対応するため、成り済ましメール対策だけでなく、都民へのサービスが停滞することのないよう、国や警視庁などと連携しながら、対策強化を図ります。
- ・窓口サービスをより便利にするため、ワンストップサービスを推進するなど、都民の

視点からの公共サービスに見直します。特に、パスポートを区市町村の窓口で発給できるようにします。

- ・都民と東京都、事業者、労働者がともに発展する公共調達制度として、「公契約条例」の制定に向けて取り組んでいきます。
- ・入札制度改革は、低価格競争の激化による事業者の経営悪化が地域経済に深刻な影響を及ぼすため、一般競争入札や総合評価方式の範囲を拡大するとともに、総合評価方式の拡大を進める中では、次世代育成行動計画の策定や地域・社会貢献の有無などについても、評価し、反映されるよう取り組んでいきます。
- ・品質の向上やライフサイクルコストの長期化、労賃の確保などを図るため、公共事業の契約価格は、市場を調査し、積算単価改正サイクルの短縮や工事請負契約における総額スライド方式を導入するなど、実態に即した適正な価格としていきます。

○「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立った税制の実現

- ・固定資産税については、賦課税であるとの認識のもと、職員による間違いが起こることのないよう、引き続き、基準や制度の適正化に向けて取り組んでいきます。また、職員の意識向上を図るとともに、固定資産税に係る納税通知書をはじめ、帳票類等の表記についても、より一層分かりやすいものとなるよう取り組んでいきます。
- ・都民や中小企業者等の税負担感に配慮する観点から、商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引下げを継続するとともに、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置や小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置についても、継続します。
- ・消費税の税率引き上げに伴い、料金改定が想定される上下水道など公共料金については、都民への安易な負担増にならないよう、対応策を検討していきます。また、税率引き上げを契機に、消費税との二重課税であるゴルフ場利用税の撤廃を国に対して働きかるとともに、住宅など耐久消費財の買い控え抑制策や、消費税の転嫁に係る優越的地位の濫用防止策を講じるよう国に対して働きかけていきます。
- ・防災都市づくりの観点から、特定緊急輸送道路沿道における建築物の耐震改修に対して固定資産税を減額する優遇措置を創設していきます。また、東京都が指定する不燃化特区において、都税の減免措置を実施します。さらに、帰宅困難者対策として、民間の防災備蓄倉庫の確保に向けた減免措置を実施していきます。
- ・都民が自ら税の使い道の一部を決定できる「税使途指定制度」を創設します。

○自立した地方議会の創設

- ・都議会議員の定数については、平成23年8月の地方自治法の改正により、定数の上限数が撤廃され、現在、選挙区規定を見直す公職選挙法の改正案が審議されていますが、これらの動向を踏まえ、1票の格差を最小限にするよう不断の見直しを行っていきます。

※現状は、都議会の定数は、選挙区によって定数が異なります。また、一票の格差は、最大で

1. 92倍で、人口の少ない選挙区の方が、人口の多い選挙区よりも定数が多い逆転区も12通りあります。都議会民主党では、平成13年3月に当時の地方自治法90条2項で「都道府

県議会の議員定数を120人以内」としていたこともあり、都議定数を120に削減する改正案を提案しましたが、こうした経緯を踏まえ、今期も都議定数の見直しについて、各会派と協議してきました。各会派の代表者からなる検討委員会は、平成24年6月19日、第1次報告をとりまとめ、総定数を「現行の127を維持する」とし、各選挙区の定数配分についても、「現行どおり」となりましたが、引き続き検討していくことになっています。

- ・議員の審議会等への参画について「適当とは言えない」などとした全国市議会議長会の報告をはじめ、各地方議会での見直し拡大の動向を踏まえ、都議会としても、審議会や協議会など、知事の付属機関への参画の見直しに取り組んでいきます。
- ・都議会では、議会や委員会に出席した場合、特別区及び島しょに住所がある議員に対して1日1万円、それ以外の議員には1万2千円が費用弁償として支給されていますが、実費支給や支給廃止など、都民の理解が得られる見直しに向け、取り組みます。
- ・議会・議員の役割と責務、都政調査権の明記、都民や知事、区市町村長との関係などを明確にする議会基本条例の制定に向けて取り組んでいきます。
- ・現在、年4回開催している都議会の回数を1回にして、会期を概ね1年間とする「通年議会」を導入することで、緊急時の都議会の開催や知事の専決処分の抑制などが可能になるよう取り組んでいきます。
- ・自治体の基本計画などを対象に議決案件を拡大し、議会の機能を強化します。
- ・議員間議論の活発化（請願・陳情での議論、AV・OA機能の導入）や都民の議会参加（請願などの陳述、懇話会の実施）などを推進し、引き続き、議会活動の活性化に取り組んでいきます。
- ・開かれた都議会を目指し、全委員会のネット配信や休日議会を行うとともに、議場のバリアフリー化など都民の傍聴・見学受入を推進します。都議会だよりやホームページなど広報機能の強化を行います。
- ・この夏の参議院選挙から、インターネットを活用した選挙運動が解禁されますが、自治体議員の個人ビラ配付を可能とするなど、引き続き、選挙制度を見直していきます。
- ・身体障害者への郵便投票制度に加えて、介助なしで投票所へ移動困難な有権者への移動支援や投票所のバリアフリー化の推進など、誰もが平等な選挙制度に見直していきます。また、選挙出前授業や模擬投票など、学校教育でも、選挙や民主主義について学ぶ機会を増やし、未成年、若年層への普及啓発を図るなど、投票率向上の対策に取り組んでいきます。
- ・32万人を超える都民からの直接請求によって、平成22年6月の都議会で否決された「原発都民投票条例」に対して、都議会民主党は、住民投票の実現に向けて、議論を積み重ね、修正案を提案するに至りました。こうした成果を踏まえ、引き続き、都民の意思が、都政に反映できるような制度のあり方について検討していきます。